

令和6年第7回安平町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月18日（水曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年9月18日（水曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 井内 聖
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	総務課長 岡 康弘
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小板橋 憲仁
水道課長 佐々木 貴之	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第1号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議長諸般事項報告
日程第3		会期の決定
日程第4	報告第1号	例月出納検査報告について
日程第5	報告第2号	令和5年度安平町教育委員会事務事業点検・評価報告書について
日程第6		行政報告
日程第7	報告第3号	令和5年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第8	報告第4号	専決処分事項の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
日程第9	報告第5号	専決処分事項の報告について（地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）
日程第10	承認第1号	専決処分事項の承認について（令和6年度安平町一般会計補正予算（第4号）について）
日程第11	承認第2号	専決処分事項の承認について（令和6年度安平町一般会計補正予算（第5号）について）
日程第12	承認第3号	専決処分事項の承認について（令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第2号）について）
日程第13	承認第4号	専決処分事項の承認について（令和6年度安平町一般会計補正予算（第6号）について）
日程第14		一般質問
日程第15	認定第1号	令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第2号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第3号	令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第4号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第5号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第6号	令和5年度安平町水道事業会計決算の認定について
日程第21	議案第1号	安平町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22	議案第2号	安平町公民館条例の一部を改正する一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第3号	安平町スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第4号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第25	議案第5号	安平町スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事請負契約の締結について
日程第26	議案第6号	財産の取得について（町民センター備品購入事業（施設備品））
日程第27	議案第7号	財産の取得について（町民センター備品購入事業（体育備品））
日程第28	議案第8号	町道路線の廃止について
日程第29	議案第9号	令和6年度安平町一般会計補正予算（第7号）について
日程第30	議案第10号	令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第31	議案第11号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第32	議案第12号	令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第33	議案第13号	令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第34	意見案第1号	新型コロナウイルスに対する経済的な負担軽減を求める意見書（案）について
日程第35	意見案第2号	訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書（案）について
日程第36	意見案第3号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について
日程第37		議会運営委員会委員の選任について
日程第38		議員派遣の件について
日程第39		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第40		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第41		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名 ～ 日程第8 一般質問

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4 番	鳥 越 真由美
9 番	内 藤 圭 子

会 議 の 顛 末

◎ 議長あいさつ

(議長起立)

○議長(多田政拓君) おはようございます。第7回定例会のご案内をいたしましたところ、議員各位並びに説明員の皆様に出席をいただきましてご苦勞様です。前回定例会以降、まれに見る高温で本町の農作物の生育に対して大変危惧していましたが、過日の経済常任委員会の作況調査の報告を見ますと平年並み、やや良という結果です。ここ2、3日また朝夕の気温が低下しまして平年に近くなってきたかなという、我々の生活にも少し暑さに追いまくられた日常から解放された気になってまいりまして、出来秋が楽しみな時期になったなと感じているところです。

本日9月の定例会は補正予算を含めて大変重要な予算審議になると思いますので、議員各位それから説明員の皆様方の丁寧な説明を含めて協議をしていただくことをお願い申し上げます。

また、皆様ご承知のとおり同僚の工藤議員が7月、定例会後に逝去されました。長い間議会活動とともにやってきた同僚が亡くなるということは断腸の思いでございます。衷心よりご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

なお、本定例会におきましてもクールビズとなりますので、暑い場合は各自上着を脱いで体調管理していただくようお願いいたします。

(議長着席)

会議の前に報告いたします。5番田村議員より欠席の届け出がありますのでご報告します。

それでは開会いたします。

[開会・開議 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長(多田政拓君) 只今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、只今から令和6年第7回安平町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により

4番 鳥越真由美 議員
9番 内藤圭子 議員 を指名いたします。

◎ 日程第2 議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（多田政拓君） 日程第2、議長諸般事項報告を行います。
ここで、去る7月31日に逝去されました故工藤隆男議員に向けて、議員を代表し4番鳥越議員から追悼の言葉を賜りたいと思います。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 追悼の言葉を申します。去る7月31日に逝去されました故工藤隆男議員に対し、安平町議会議員を代表し心から追悼の言葉を申し上げます。

工藤隆男議員は今から20年前の平成16年8月に地域の方々の衆望を担い、追分町議会議員に初当選されました。故人は初当選される前から追分町社会教育委員会やまちづくり委員会など町の重要な委員を歴任されるとともに、SL保存協力会や追分町まちづくり研究所など、多くの団体に所属されてきました。特にまちづくり研究所では炭焼や安平川の自然環境を大切にする活動をされ、追分小学校をはじめ多くの学校、子どもたちに環境の大切さを教えていました。また、議員としては議会選出の監査委員としてもご活躍され、経済常任委員長や総務常任委員長として委員会をまとめられていました。以前、先輩議員が工藤隆男議員の理念は一貫していると申しておりましたことを思い出します。今年に入り体調不良とお聞きし、議会を休む日もあり、心配と一日も早い復帰を期待しておりました。7月31日の突然の訃報に大変驚き、そして痛恨の極みであります。任期の途中で他界することはご本人にとって大変無念であったと察しており、今はただ故人のご冥福を祈り、残された議員で安平町民のために力を合わせ、最善を尽くしていく気持ちであります。

ここに改めて工藤隆男議員の生前のご功績に対し、尊敬の念と感謝の意を

捧げますとともに慎んでご冥福をお祈りし、追悼の言葉といたします。安らかにお休みください。令和6年9月18日、安平町議会議員鳥越真由美。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。引き続き工藤隆男議員の冥福をお祈りし、黙祷を捧げます。皆さんご起立をお願いします。黙祷を始めます。黙祷。

（全員起立）

（黙祷）

○議長（多田政拓君） 黙祷を終わります。着席ください。

（全員着席）

○議長（多田政拓君） 次に故工藤隆男議員の逝去により欠員となりました総務常任委員長について過日総務常任委員会を開催し、三浦恵美子議員が委員長に互選されましたのでご報告します。

次に5番田村議員から経済常任委員長の辞任の願いがあり、過日開催された経済常任委員会におきましてこれを許可し、後任に鳥越真由美副委員長が委員長に互選されましたのでご報告します。

次に同じく田村議員から議会運営委員会の委員の辞任願いが提出され、閉会中のため議長がこれを許可しております。よって、議会運営委員会は故工藤隆男委員と田村委員の2名が欠員となっておりますことをご報告します。後任の委員の互選は、本定例会の議案としておりますことをあらかじめ申し上げます。

次に本年6月定例会以降における議長の諸般事項報告は、お手元に配布のとおりです。説明を省略させていただきます。

次に各委員長から閉会中に行われた所管事務調査等の報告の申し出がありますのでこれを許します。はじめに経済常任委員会の報告をお願いします。

〔鳥越経済常任委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越委員長。

○経済常任委員長（鳥越真由美君） はい。

令和6年9月9日

安平町議会議長 多田 政拓 様

経 済 常 任 委 員 会

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所管事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査目的 所管事務調査
- (1) 事 件 農作物の生育状況調査について
- (2) 日 時 令和6年9月6日(金) 13時28分～16時46分
- (3) 場 所 総合庁舎議員控室及び町内一円(各圃場)
- (4) 出席委員 鳥越副委員長、米川委員、高山委員、梅森委員
- (5) 委員外 多田議長、胆振農業改良普及センター東胆振支所 堀野係長、伊藤専門主任
- (6) 説明員 産業振興課 森池課長、上岡課長補佐、藪中主幹
- (7) 事務局 木林事務局長
- (8) 結 果

本年度の農作物の生育状況調査のため委員会を開催しました。はじめに総合庁舎議員控室において産業振興課から8月27日と31日の雨による被害の状況や調査の行程等について説明を受け、引き続き胆振農業改良普及センターから各作物の生育状況について説明を受け、質疑応答を行いました。

説明終了後、現地調査のため町バスにて現地に向かい、水稻及び子実トウモロコシ、馬鈴薯、たまねぎ、アサヒメロンの各圃場において生育状況などについて現地で担当者から説明を受けるとともに、新規就農されたメロン農家1戸の生産者から直接話を伺い現地調査を終了しました。

各作物の生育状況は、総体的に生育状況は平年より早く進んでおり、9月1日現在の作物別の生育状況は次のとおりとなっています。

1. 気象状況

4月の降水量は前年に比較し49mm程少なく、8月はほぼ前年並みの64mmで、4月から8月の降水量の合計は416mmと前年より100mm程少なかった。

日照時間は5月は前年より10時間程短かったが、4月及び6月、7月と前年を上回り、4月から8月までの合計では77時間程日照時間が長かった。

4月から8月までの平均気温は、前年と同じ平均気温で推移しました。

その他、8月27日と8月31日の雨について報告があり、27日の雨量は安平地点のアメダス（5時～9時）で53mm、瑞穂ダム（5時～9時）では112mmと市街地の倍以上の降雨があり31日の雨は安平地点のアメダス（7時～10時）で59.5mm、瑞穂ダム（7時～10時）では94mmと、2日間とも瑞穂ダムでは集中的に雨が降り、瑞穂、安平、新栄で合計412aの農業被害が発生した旨報告がありました。

2. 作物別生育状況（9月1日現在）

（1）水 稲

稈長及び穂数、穂長は平年並みで、降雨の影響により一部の圃場では倒伏がみられる。

生育は高温により7日早く進み、不稔は4～5%で平年並み、全体の作柄も平年並みと見込まれています。

成熟期は平年では9月14日、今年は9月7日で迎える見込み。

（2）小 麦（収穫済）

小麦の収穫量は10aあたり524kgと昨年より80kg多く、品質についても現在調製中ですが90%以上が1等及び2等の規格内になる見通しなど数量及び品質ともに前年より良い状況になると見込まれている。

（3）馬鈴薯

いも数と1個重は平年並み。雨により若干作業が停滞している。

収穫時期が遅い加工用馬鈴薯が増えてきており、今後、馬鈴薯全体的の収穫期が後ろにズレていく見通し。

品質は昨年よりいいものができる見込まれている。

（4）大豆・小豆

豆類は生育が進み、大豆、小豆ともに4日生育が早い。

大豆は、草丈は短い栽培本数と着莢数はやや多い。

小豆は、草丈は長く徒長傾向のため倒伏が見られ植栽本数と着莢数はやや少ない。また、小豆の一部で害虫被害がみられる。

（5）てん菜

てん菜の根周の大きさはやや太く、低温を好む作物だが生育は3日早く進んでいる。

（6）飼料作物

牧草は順調に生育し、1番草は品質も良く収穫され、2番草の草丈は平年並みで生育しているが、断続的な雨により作業が停滞している。

サイレージ用とうもろこしは、7日早く生育が進み、登熟は順調に進んでいるが稈長は30cm程短い。

以上

- 経済常任委員長（鳥越真由美君） 以上です。
- 議長（多田政拓君） ご苦勞様です。次に議会改革調査特別委員会の報告をお願いします。

〔梅森議会改革調査特別委員長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 梅森議員。
- 議会改革調査特別委員長（梅森敬仁君） はい。11番梅森です。それでは議会改革調査特別委員会から報告いたします。

令和6年6月28日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会
委員長 梅森 敬仁

議会改革調査特別委員会報告書

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会議会規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査の目的 議会改革の調査
- (1) 事 件 ①安平町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
②安平町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について
- (2) 日 時 令和6年6月14日（金）午後0時1分～午後0時7分
- (3) 場 所 総合庁舎議場
- (4) 出席委員 梅森委員長、工藤秀一委員、米川委員、小笠原委員

鳥越委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員

(5)欠席委員 工藤隆男副委員長、田村委員

(6)委員外 多田議長

(7)事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

(8)結果(概要)

刑法等の一部を改正する法律等が令和4年6月17日に公布され、懲役及び禁錮が廃止となり、これらに代えて拘禁刑が創設されたため、懲役及び禁錮を規定している議会の個人の情報に関する条例の罰則規定の見直しなどについて協議し、所要の改正を行うことを決定しました。

以上

○議会改革調査特別委員会(梅森敬仁君) 以上です。

○議長(多田政拓君) ご苦労様でした。次に議会運営委員会の報告をお願いします。

[高山議会運営委員長挙手]

○議長(多田政拓君) 高山委員長。

○10番(高山正人君) はい。議会運営委員会の所掌事務調査について報告します。本委員会は閉会中の所掌事務調査のため、委員会を2度開催したので安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

1回目の6月20日木曜日に開催された委員会は、令和6年度第5回定例会の議事運営の反省について開催しました。特に課題がなかったため口頭で報告します。

次に2回目の9月12日木曜日の委員会の結果を報告しますので報告書をご覧ください。

令和6年9月12日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会
委員長 高山 正人

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 調査目的 | 所掌事務調査 |
| (1) 事 件 | 令和6年第7回安平町議会定例会の議事運営について |
| (2) 日 時 | 令和6年9月12日（木）9時50分～11時48分 |
| (3) 場 所 | 安平町総合庁舎 議員控室 |
| (4) 出席委員 | 高山委員長、内藤副委員長、梅森委員 |
| (5) 欠席委員 | 田村委員 |
| (6) 委 員 外 | 多田議長、総務常任委員会箱崎副委員長、経済常任委員会鳥越前副委員長 |
| (7) 説 明 員 | 田中副町長 |
| (8) 事 務 局 | 木林事務局長、石塚課長補佐 |
| (9) 結 果 | 令和6年第7回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、副町長から今定例会提出案件の概要について説明を受け質疑を行った後、議会提出案件及び議案審議の方法など議会運営のための所要の協議を行い委員会を終了しました。
協議の内容については別紙のとおりです。 |

別 紙

議会運営委員会協議決定（確認）事項

- 1 付議案件等

(1) 町長提出案件 27件

- ①報告案件 4件 (令和5年度安平町教育委員会事務事業点検・評価報告書、令和5年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告、専決処分事項の報告2件 (和解及び損害賠償額の決定、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定))
- ②承認案件 4件 (専決処分事項の承認4件 (一般会計補正予算 (第4号から第6号)、下水道事業会計補正予算 (第2号))
- ③認定案件 6件 (令和5年度一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の決算の認定)
- ④条例制定等3件 (安平町国民健康保険条例の一部を改正する条例、安平町公民館条例の一部を改正する条例、安平町スポーツセンター条例の一部を改正する条例)
- ⑤補正予算 5件 (一般会計(第6号)、国保(第2号)、介護保険(第3号)、水道事業(第2号)、下水道事業(第3号))
- ⑥その他 5件 (北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部改正、安平町スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事請負契約の締結、財産の取得2件 (町民センター施設備品及び体育備品の購入)、町道路線の廃止)

(2) 議会提出案件について 9件

- ①報告案件 1件 (例月出納検査報告)
- ②議会運営委員会委員の選任 1件
- ③意見案 3件 (別紙のとおり)
- ④その他議決を要するもの 4件 (議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出3件)

2 会期について

会期は9月18日(水)から19日(木)までの2日間とし、20日(金)を予備日とすることに決定しました。

3 議事日程について

本委員会開催までに意見書の提出が3件あったので、その日程を追加した議事日程を開会当日に配布し、更に議会開催日前までに意見書等の提出があれば、議長と協議のうえその件数を追加した議事日程を開会当日に配布し議事を進めることに決定しました。

4 一般質問について

8名の議員から16件の通告がありました。(別紙配付のとおり)

一議員、質問・答弁を合わせて1時間の時間制限があるので、制限時間直前に質問した結果、答弁の最中に1時間を超えるということがないように、また、質問内容が重複するなどの理由がある場合を除き、通告内容については必ず質問を行い、内容を逸脱せず、質問・答弁とも簡潔に行っていただきますようお願いします。

5 令和5年度各会計決算の審議方法について

議長が6件を一括議題に付し、概要説明を受けた後、議長発議により議長と議選の監査委員を除く9名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

また、委員長及び副委員長互選のため、暫時休憩し委員会を開催することに決定しました。

6 定例会の服装について

9月定例会においても軽装で出席しても差し支えないものと決定しました。

7 要望書の取扱いについて

議会に提出された要望書の取扱いを協議し、その写しを議員に配布することに決定しました。

以上

○議会運営委員長（高山正人君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に各一部事務組合議会の報告について関係議員より報告をお願いします。

はじめに安平・厚真行政事務組合議会の報告をお願いします。

〔米川安平・厚真行政事務組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 安平・厚真行政事務組合議会議長の米川よりご報告申し上げます。

「資料朗読」

令和6年7月10日

安平町議会議長 多田 政拓 様

安平・厚真行政事務組合議会議員 米川 恵美子
同 内藤 圭子

安平・厚真行政事務組合議会報告書

安平・厚真行政事務組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和6年第2回安平・厚真行政事務組合議会臨時会
- 2 開催日 令和6年6月24日（月）午後1時30分
- 3 開催場所 安平町総合庁舎議員控室
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、会議録署名議員の指名及び会期を1日と決定した後、発議による規則の一部改正1件、副組合長の選任同意議案1件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果
 - (1) 発議第1号 安平・厚真行政事務組合議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について **原案可決**
※ 組合議会の傍聴規則の中で規制をしている児童及び乳幼児の傍聴規制を廃止するなど、傍聴規則の所要の見直しを行うもの。
 - (2) 議案第1号 安平・厚真行政事務組合副組合長の選任の同意について **同意決定**
※田中 一省氏の選任に同意しました。

以上

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部消防組合議会の報告をお願いします。

〔箱崎胆振東部消防組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○胆振東部消防組合議会議員（箱崎英輔君）

令和6年9月3日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 箱崎 英輔
同 工藤 秀一

胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

胆振東部消防組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会 議 名 令和6年第2回胆振東部消防組合議会定例会
- 2 開 催 日 令和6年8月29日（木）午前10時
- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所（1階会議室）
- 4 経 過 議長の開会・開議宣言の後、議事日程の報告、会議録署名議員の指名、会期を1日限りと決定し、行政報告及び提案理由の説明後、議事に入り、認定1件、承認2件、議案3件、報告2件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果
 - (1) 認定第1号 令和5年度胆振東部消防組合歳入歳出決算の認定について
原案認定
※令和5年度胆振東部消防組合歳入歳出決算が原案どおり認定されました。
 - (2) 承認第1号 専決処分（令和6年度胆振東部消防組合補正予算（第1号））
の承認について 原案承認
※安平支署配備の団員搬送車の自損事故により、早急に修繕するため修繕料43万5千円を増額補正したもの。
 - (3) 承認第2号 専決処分（令和6年度胆振東部消防組合補正予算（第2号））
の承認について 原案承認
※穂別支署配備の穂別指令2車物損事故により、早急に修繕するため修繕料24万6千円を増額補正したもの。

(4) 議案第1号 財産の取得について

原案可決

※指名競争入札により、指揮広報車を取得し、消防署穂別支署に配置するため議会の議決を得るもの。(取得金額14,300,000円)

(5) 議案第2号 財産の取得について

原案可決

※指名競争入札により、救助資機材を取得し、消防署穂別支署に配置するため議会の議決を得るもの。(取得金額12,760,000円)

(6) 議案第3号 令和6年度胆振東部消防組合補正予算(第3号)について

原案可決

※補正予算の歳出は、消防本部費では、人事給与システムの設定作業の業務委託料の計上。本部消防施設費及び厚真消防施設費では、本部・厚真支署・団施設整備工事の管理委託料と工事費を計上するもの。歳入は前年度決算剰余金と消防債を計上するもの。

(7) 報告第1号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について

報告済

※救急活動中における穂別支署車両の物損事故の示談について合意に至ったため報告するもの。

(8) 報告第2号 現金出納例月検査の結果報告について

報告済

※監査委員から7月29日に実施した令和5年度2月～5月分及び令和6年度4月～6月分の現金出納例月検査の結果報告があり、議長がその写しの配付をもって議会への報告としたもの。

以上

○胆振東部消防組合議会議員(箱崎英輔君) 以上です。

○議長(多田政拓君) ご苦労様でした。以上で諸般事項の報告を終わります。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長(多田政拓君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日9月18日水曜日から明日19日木曜日までの2日間としたいと思いますが、こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は9月18日から19日までの2日間と決定しました。なお、9月20日を予備日とします。

◎ 日程第4 報告第1号

○議長(多田政拓君) 日程第4、報告第1号 例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりでありますので、これをもって報告済みといたします。

◎ 日程第5 報告第2号

○議長(多田政拓君) 日程第5、報告第2号 令和5年度安平町教育委員会事務事業点検・評価報告書については、お手元に配布のとおりですので、以上で報告済みといたします。

◎ 日程第6 行政報告

○議長(多田政拓君) 日程第6、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

[及川町長挙手]

○議長(多田政拓君) 町長。

○町長(及川秀一郎君) 皆さんおはようございます。令和6年第7回安平町議会定例会にご参集の議員の皆様、大変ご苦勞様です。また、傍聴にお越しい

ただいた皆様、あびらチャンネルで議会中継をご覧いただいています町民皆様におかれましてもどうぞよろしくお願い致します。

さて、北海道胆振東部地震から6年が経過し、現在の復興状況についてマスコミからの取材を受けたところですが、昨年4月に開校した早来学園の現在の様子や、まなびおを中心とした町民や各種団体による活用事例について多数紹介されました。一方、安平町で策定した復興まちづくり計画による大型事業として実施しております町民センターの耐震化に合わせた防災支援施設としての大規模改修が本年度で終了することから、復興計画上の各種事業は完了することとなります。また、自主防災組織については先週新たに守田自治会自主防災会及び北町自治会自主防災会を認定させていただき、町内における自主防災組織は33団体中23団体となり、約7割の自主防災組織が設立されたこととなります。引き続き自主防災組織の活動支援をはじめ、防災意識の向上を図るとともに防災減災につながる取り組みを進めてまいります。

8月8日から11日にかけて台湾、台中の追分国民小学校や現地の追分駅に多田議長をはじめ日台議連の箱崎会長、鳥越議員そして役場職員、また北海道議会議員の戸田道議を含め総勢9名で公式に訪問をさせていただきました。台中の追分駅では以前から交流のある現地の追分小学校のPTAの皆さんをはじめ台中市政府の教育局の局長様、追分国民小学校の校長、更には歴代校長そして小学校の吹奏楽の演奏によるご歓迎をいただいたところです。また、185万都市である台南市長、また7万人ほどの区である安平区長、民生局長ほか多くの皆様のご歓迎をいただきました。特に台南市安平区の成人式では約1000人規模の式典に出席をさせていただくとともに、安平町を代表してご挨拶の機会もいただくなど最大級のご歓迎をしていただきました。来年以降、早い時期にぜひ安平町に訪問したいというお話もいただいたところです。更に現地の新聞では、安平町から持参したお土産のあびら川であったりD51ステーションのクッキー、菜の花はちみつケーキなどなどをお持ちしたのですが、写真だけではなく商品についても詳しく新聞等で紹介をしていただいたところです。また、今回の台湾訪問では教育委員会担当だったり、政策推進課に加え情報担当の職員も同行し動画や写真も多数撮影をしてきましたので、公式訪問した成果についての報告書は既に出来がっていますが町の広報紙やホームページでの公表のみならず、今予定していますのは10月のあびらチャンネルでそういった様子もご覧いただければと思っています。

最後に、先ほど鳥越議員の方からも追悼の言葉そして皆さんと一緒に黙祷もさせていただきましたけれども、町議会議員として長年町政の発展にご尽力いただきました工藤隆男様が7月31日にご逝去され、8月2日そして3日で札幌市内の葬儀場で葬儀が執り行われました。多田議長をはじめ町議の皆様や職員の皆様と参列し、お別れをさせていただきました。改めてこの場をお借りましてご冥福をお祈り申し上げたいと思います。また、ご遺族より安平町の教育関係に大変お世話になったということで教育発展のために多額の

ご寄付もありましたこと、合わせてご紹介させていただきます。

それでは早速ですが令和6年第6回安平町議会臨時会以降の行政事項5件について、当日配布の3案件を含めてご報告を申し上げます。

まず1件目、第3次安平町男女共同参画基本計画の策定についてです。少子高齢化が進み人口減少社会にある中で、まちの活力を維持・活性化させていくためには性別に関係なく個性を輝かせ多様な能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が重要となっております。第2次計画で掲げた基本理念、個人を尊重する成熟したまちづくりを継承することを基本とし、性の多様性やデジタル化等の社会情勢の変化に対応した男女共同参画社会の実現に向け庁内各課担当者による検討及び安平町行政改革推進委員会において内容協議を行い、また、町民の様々な意見やニーズなどを把握するためパブリックコメントを実施し計画への意見反映に努めてまいりました。本計画の推進に当たっては他の個別計画並びに上位計画である安平町総合計画との整合性を図りながら取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。なお、この第3次安平町男女共同参画基本計画につきましては別添資料のとおりとなっております。以上、第3次安平町男女共同参画基本計画の策定についてご報告いたします。

続きまして2件目です。株式会社ステラグリーン社との連携協定についてです。去る7月31日、ソフトバンク株式会社のグループ会社でありますSBプレーヤーズ株式会社を母体とする新会社、ステラグリーン株式会社とカーボンニュートラルの実現に向けた連携協定を締結しましたことをご報告いたします。当町は本年1月23日に安平町ゼロカーボンシティ宣言を行い、喫緊の課題であります環境問題に対し2050年を目標に安平町独自のゼロカーボンを進めていく中で、ふるさと納税事業などで連携してきたSBプレーヤーズのグループ会社であるステラグリーン社と森林カーボンクレジット、いわゆるJクレジットの取り組みを進め、安平町が保有する森林資源約1000haを活用して森林カーボンクレジットの創出をきっかけに、環境保全、森林保全、カーボンニュートラルの推進など地域課題の解決を目指すものであります。現在Jクレジット制度に則り国の認証を取得するため、プロジェクト計画として計画書を作成、国の指定する審査機関に申請し認証を受ける段階です。審査機関からプロジェクトの認証を取得した後、正式なプロジェクト計画を踏まえ森林カーボンクレジットの発行等、事業を進めていきます。以上、株式会社ステラグリーン社との連携協定についてご報告いたします。

続きまして当日配布しました3件について報告をさせていただきます。

3番目のJAとまこまい広域追分地区農産物集出荷貯蔵施設建設に伴う支援についてです。とまこまい広域農業協同組合では平成29年度よりカルビーポテト株式会社向け加工馬鈴薯の生産に取り組み、令和5年度には安平町で6戸約58ha、令和6年度には7戸67haが生産されており、今後も面積及び生産戸数ともに伸長する計画となっております。生産伸長にあたり種馬鈴薯の

確保、ハーベスターの整備、倉庫前での選別、圃場からカルビーポテト倉庫までの一時保管が大きな課題となっており、一時保管につきましてはとまこまい広域農業協同組合の既存施設を有効活用してきましたが、収穫期から保管時期の重複により米、小麦などの入出庫作業と競合することから令和6年度一時保管庫の建設を追分弥生地区において進めているところであり、令和6年4月2日にとまこまい広域農業協同組合から町に対して支援要望があったところがございます。町としましては、輪作体系の確立が農政課題の一つであり主要な品目であるてん菜の需要が減る一方でカルビーポテト株式会社の需要は旺盛であることから、安平町における新たな品目として定着し輪作体系の確立により安定的な農業生産の維持に寄与することが期待できるとし、支援をする方向で話を進めさせていただいております。支援にあたり財源確保が重要なことから、とまこまい広域農業協同組合とともに北海道の地域づくり総合交付金の採択に向け9月13日胆振総合振興局に対し要望活動を行ってきたところがございます。今後、補助申請等の事務手続きを進めていく予定ですが、しかるべき時期が来ましたら予算措置につきまして上程する予定としております。以上、とまこまい広域農業協同組合が実施しております追分地区農産物集出荷貯蔵施設建設事業の状況についてご報告いたします。なお、施設の概要については、鉄骨造の平屋建て、延床面積は945㎡、事業費は2億1600万、工期については令和6年8月1日に着工、完成は令和7年3月31日の予定となっております。

続きまして4件目、株式会社レッドイーグルス北海道との包括連携協定の締結についてです。安平町と株式会社レッドイーグルス北海道は、相互に連携及び協力し安平町における地方創生を推進することを目的として令和6年9月10日に包括連携協定を締結しましたのでご報告いたします。本協定の連携事項としては、スポーツを通じた観光振興や町外へのプロモーションなどの観光分野から子どもたちの健全育成やスポーツの振興などの社会教育分野、健康長寿の増進や地域と連携した社会活動などの福祉分野まで幅広い領域において連携して取り組んでいくこととしています。以上、株式会社レッドイーグルス北海道との包括連携協定の締結についてご報告いたします。なお、連携協力事項についてはスポーツを通じた観光及び商業振興に関すること以降、記載のとおりとなっております。

行政報告最後になります5件目、公営住宅家賃の過誤徴収についてです。平成30年度税制改正において、所得税の給与所得控除・公的年金等控除額が10万円引き下げられるとともに基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。この改正に伴い令和3年7月1日以降に係る公営住宅家賃の算定に関する収入も、入居者又は同居者に給与所得又は公的年金等に関わる雑所得を有する者がいる場合には1人につき10万円を控除する必要がありました。通知を見落としており、更に令和2年度のシステム変更後も従前の方法により入力していたことにより、今回の制度改正後の家賃算定収入が一部の入居者に

対し本来より高く認定され家賃を過大に徴収している状態となっております。現在の家賃システムでは給与所得の欄に所得を入力することにより自動的に10万円が控除される仕組みとなっておりますが、従前は認定所得欄に入力し積算しており、システム変更後、給与所得欄が設けられていましたが給与所得欄に入力せず、従前同様認定所得に入力していたため控除されない状態が原因となっております。このことにより令和4年度対象者31名、還付額1,693,233円、未納者を除く実還付額1,593,733円。令和5年度は対象者35名、還付額2,171,300円、未納者3名を除く実還付額2,075,200円。令和6年度対象者30名、還付額750,600円、未納者4名を除く実還付額553,300円が判明いたしました。今後の対策として家賃算定システムの入力欄を本年10月から従前の入力欄数値を現入力欄へ全戸修正し、入力時の入力欄の確認を行いながら正確に入力を行い、今後同様の過ちを起ささないよう慎重に努めてまいります。今回の過誤徴収につきましては、入居者の皆様には心よりお詫び申し上げます。なお、家賃の過誤徴収分の還付につきましては、各年度の未納者には減額した後の請求を、納付済入居者へは令和6年度分は本年度予算内で還付させていただき、令和4年度と令和5年度分については今定例会において補正予算を計上させていただいておりますので、予算成立後還付手続きをさせていただく予定でありますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。以上、公営住宅家賃等の過誤徴収についてご報告いたします。

以上、行政報告5件を申し上げます。以上、行政報告5件を申し上げます。

先に本定例会に私どもの方からご提案をさせていただきます案件についてご説明を申し上げます。先ほど高山議会運営委員長様からもご報告がありましたとおり、報告案件が4件、承認案件が4件、認定案件が6件、条例案件は3件で、その内訳は条例の一部改正3件となっております。更に補正予算案件が5件、その他の案件として北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更が1件、工事請負契約の締結、こちらスポーツセンターの温水プール天井の耐震化改修工事が1件。財産の取得、これは町民センターの備品関係がそれぞれ2件。町道路線の廃止が1件の総計2件についてご提案をさせていただいているところです。

最初に報告案件ですが、先ほど報告を既に終えています。令和5年度安平町教育委員会事務事業点検・評価報告書について。次に令和5年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

次に専決処分事項の報告については2件あります。1件目は和解及び損害賠償額の決定について。もう1件は地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。報告案件は4件となっております。

次に承認案件4件ですが、専決処分事項の承認について。こちらは一般会計補正予算第4号から第6号までの3件及び下水道事業会計補正予算第2号、これら計4件となっております。

次に認定案件についてですが、6件あります。令和5年度安平町一般会計

歳入歳出決算の認定について。同じく令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。次に令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について。次に令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。次に令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。最後、令和5年度安平町水道事業会計決算の認定についてです。

次に条例案件3件です。1件目は安平町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、罰則に関する規定を改正するためこの条例の制定について提案するものです。次に2件目、安平町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは開館時間、使用料金や減免対象等について見直しを図るほか、早来公民館、これは町民センターですが、の改修に伴う室名等の項目整理、指定管理者制度導入のために必要な事項を定めるため、この条例の制定について提案するものです。最後3件目、安平町スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは安平町スポーツセンター開館期間及び休館日、使用時間について実態に即した整理を行い、併せて使用料や減免対象等の見直しを図るため、この条例の制定について提案するものです。

次に補正予算5件です。1件目、令和6年度安平町一般会計補正予算第7号についてです。歳入歳出それぞれ4464万7000円を追加し、歳入歳出総額97億9316万9000円とするものです。次に令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についてです。こちらは歳入歳出それぞれ19万8000円を追加し、歳入歳出総額8億8516万5000円とするものです。次に令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてです。こちらは保険事業勘定歳入歳出それぞれ130万6000円を追加し、歳入歳出総額10億9961万円とするものです。次に令和6年度安平町水道事業会計補正予算第2号についてです。収益的収入及び支出、支出は12万6000円を増額し3億5783万1000円とするものです。資本的収入及び支出、支出は36万1000円を増額し1億3535万1000円とするものです。次に令和6年度安平町下水道事業会計補正予算第3号についてです。まず、収益的収入及び支出、収入は175万2000円を増額し6億8267万2000円とするものです。支出は185万2000円を増額し6億5442万8000円とするものです。次に資本的収入及び支出です。収入は1330万円を減額し3億9238万6000円とするものです。水道事業会計、下水道事業会計については公営企業会計法に基づく会計となるため収入額と支出額は合致しません。

次にその他の案件5件ですが1件目、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてです。こちらは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定によりまして関係市町村の

議会の議決を要するため提案するものです。次に安平町スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事請負契約の締結についてです。こちらは安平町スポーツセンター温水プール天井耐震化改修工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。3件目、財産の取得について。こちらは町民センター備品購入事業の施設備品についてです。こちらでも財産を取得するため地方自治法第96条第1項第8号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。次に同じく財産の取得について。こちらでも町民センターの備品購入事業です。体育備品についてです。この財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。最後5件目、町道路線の廃止について。これは向陽3号線についてです。農道整備事業の施工に伴う町道工業3号線を農道にするため、廃止したいので提案するものです。

これら提案事項の具体的な内容については、それぞれ上程されました段階で副町長又は担当課長、担当参事等から詳しくご説明申し上げます。

以上、私どもの方から提案しました案件を説明させていただきましたのでご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願ひします。また、事務的な事項に関することについては別添事務報告書をご参照願ひします。補足説明することは特にありませんので、どうぞよろしくお願ひします。

- 議長（多田政拓君） ご苦労様です。町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対し質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。

- 3番（小笠原直治君） 私の方は4番目の株式会社レッドイーグルス北海道との包括協定の締結についてですが、ここに縷々書かれてありますが具体的にこれらのものを含めて活動は後期基本計画に基づいてしっかりとした事業計画に基づいて粛々と進められているだろうと思います。その中で、あえて包括を結びながら子どもたちの育成に関することや福祉の増進、地域と連携した社会の活動ということを書かれていますが、私は別途、具体的に現状と課題とこれによって何が克服されるのかということを経済に、提出していただきたいと思います。ここでああでもないこうでもないって言うてありませんから。中身的に報告することによって何が深化して改善していくのかについて、よろしくお願ひします。

- 議長（多田政拓君） 答弁はありますか。
- 3番（小笠原直治君） いや、各課担当から提出してくればいいのです。具体的なものは何ですかと。
- 議長（多田政拓君） 今の質問に対して答弁できますか。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） 今回協定を締結させていただきました。これまでもスポーツセンター、アイスアリーナでレッドイーグルスの方からも利用させていただいているとともに、これまでも例えば子どもたちにもアイスホッケーを教える機会もあったり、これは被災3町ですが先般300人ですか親子連れで試合観戦の無料チケットといったご案内もいただいていたことを契機に、それだけではなく先ほど申し上げた観光だったり商業振興にもつながっていくような、例えばレッドイーグルスの主催する大会にこちらの方から安平町のPR観光ブースを設置させていただくとか、開かせていただくとか。当然今回協定を結んだばかりでこれから具体的なものはそれぞれの協定に基づいて、観光商業関係でいけば商工観光課になろうかと思えますし、スポーツ関係でいけば教育委員会、更には今回福祉関係でもレッドイーグルスさんのスポーツトレーナー等が健康指導だったりそういったものを策定していきながらご助言いただけるような、そういった幅広いことを考えて協定を結ばせていただきましたので。今回その連携協定、協力事項の事項について確認をし協定を結びましたので、これからそれぞれ具体的な取組事業についてはこれから詰めていくこととなりますので、そういったことがわかりましたら小笠原議員がおっしゃった資料等、議員の皆様方にも資料を配布させていただければと思っています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 私の方は3番目のJAとまこまい広域における貯蔵施設に対する支援ということで。ここに支援にあたり財源確保が重要だということで北海道の方にJAとまこまい広域農業協同組合とともに要望しているわけですが。事業はもう始まっていっちゃって、予算措置については後でしかるべき時期に予算措置をするとなっているのですが。これは協力をお願いして確定しているのならわかるのだけど、これでいったら非常に大丈夫な

のかなという書き方ではないかと思って。その辺について確認をさせてください。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） この一時保管施設については地震の前の年から。地震の翌年にはザンギ味ポテトということで試験的にスキットさん3名が作っていた、それを北海道知事にも訪問し、そして被災地とありますが頑張っておりますと、これからも頑張っていきますというのが5年前にあって。それで年々安平町だけでなく厚真町の農家さん、むかわの農家さんも含めて現在15、そのうちの約半数以上が安平町に農家さんだということがあって、安平が中心となりながら一時保管庫を今建設するべく7月には地鎮祭が始まっています。昨年度から振興局の方といろいろと協議をしながら、一番危惧していたのが年度を跨ぐ可能性が、今の資材高騰だったりこういったことが危惧されていた事業です。しかしながら、今回来年の3月までに完成する目途がついたということで、その要望の内容は今回外させていただいたのですが、地域づくり総合交付金というのは枠があって、振興局の中でもいろんな申請がたくさん出てくる案件で、安平町もこれまでたくさん使ってきたのですが満額はなかなかハードルが高いといった事業です。安平町としてはこの2億1600万の総事業費に対して1億円の申請をするということでありますので、今後様々なことの審査等が振興局で行われていきますが、そういった実態をきちんと伝えて、馬鈴薯だけでなく米だったり麦だったり年間スケジュールの中で有効活用がされるということと、先ほど申し上げたとおり安平だけではなく厚真、むかわさんの農家さんも協力しながら。厚真が申請を予定していた事業も取り下げながらこちらの方の配慮もさせていただいている、そういったこともあって今回要望に。本当はその前の週行くはずだったのですが洪水警報が出てその日行けなかったのも、また日程を再調整して今回農協さんとともに行って詳しい説明もさせていただいたということですので、そういったものの補助金、交付金が内示をいただいた段階で歳入の予算を見させていただきたいと。支出については伴いますが、歳入確保の形でこの事業の必要性だとかを訴えていかなければ、ただ申請して終わりというその小さな事業ではなくて大型事業なものですからここはそういった意味で重要と伺って説明もさせていただいています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 私は1件目の男女共同参画基本計画の策定についてですが、3次計画案のスケジュールでは確か6月の行政報告で報告を上げさせていただくというスケジュールになっていたのですが、スケジュールの変更が何かあって今定例会になったのかというのが1点。

あとパートナーシップの導入の検討について内容に触れられているのですが、こちら担当課は政策推進課が行うということになっているのですが、今後どのように組織して具体化していくのかの、この2点をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 只今のご質問についてお答えします。1点目はスケジュールの変更についてです。三浦議員から一般質問でも以前受けていまして、その際にも6月の行政報告ができるようにスケジュールを管理していますという説明をさせていただいていました。今回9月に遅れた経緯としては、庁内調整だったり行革委員会等での意見調整等ありまして、その中でも多くの意見をいただいていた経緯もありまして、今回スケジュールが3か月遅れたという状況になっています。

もう1点の、今回1つ大きなポイントとしてパートナーシップ協定です。その分についても計画書の中で明記させていただいております。その具体的な所管はどこだというご質問だったと思いますが、こちらについては政策推進課政策推進グループの方で中心となってこの制度研究をしていきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今説明したとおりなのですが、庁舎内の担当者の協議はもちろんあったのですが、パブリックコメントも今回いただいて意見を採用できるものは採用しながら計画の素案も作り直しながらやってきたということです。パブリックコメントはなかなか意見無しというケースが結構多いのですが、今回コメントもいただいたことで、そういったところも含めてです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私も今のところなのですが、私もパブリックコメントが上がっていてすごく嬉しいなと思って読んで、今回それが活かされたということで良かったなと思ったのですが。パブリックコメントの時期って7月とかでしたよね確か。そうすると、そもそも計画には間に合わない時期だったんじゃないかなと今聞いて、遅かったと聞こえたのですが、そのところはどうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） パブリックコメントの状況についてですが、今回募集期間が6月11日から7月11日の約1か月設けさせていただきました。その中で5件の意見をいただいた状況でして、その結果についてはホームページでもお知らせしているのですが、今回5件いただいた意見について、その意見を受けてから計画に意見を反映できるように丁寧に庁内調整をしまして4件を意見として取り込んだ上で今回計画の修正を行っている状況です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 5番目の公営住宅家賃の過誤徴収についてですが。これは3年間ということ、4年まで遡って調べたということですが。それ以前までのことは調べて過誤はなかったのかということをお聞きします。

また、この誤りについて、どういう過程において発覚したのかということ、今後こういうことが起こらないようにどのような対策をとろうとしているのかも合わせて伺います。

実を言うと昨日、世帯主宛てに住民税の過誤徴収の還付するとの通知が届いていますが、今後これもどこかの段階で表に出てくるのだらうと思いますが、まずここでいう公営住宅の過誤徴収についての今後こういうことが起こらない対策も含めて答弁をお願いしたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど行政報告、ちょっと詳しく説明した、なかなか

わかりづらいかもしれませんが。税制改正は平成30年度にあったのですが施行が令和3年7月1日以降ということで、しかも令和3年度にはこれに対象する方はいなかったということで、令和4年度以降の4、5、6。6年度は今年度ですが、その3か年で対象者も公営住宅に入っている方たくさんいるのですが、その中の限定している方ということで4年以前に遡って対象者はいないということでご理解いただければと思います。

また、今回そこがわかった同じ建設課施設グループの中で、もう1人の方が広報紙でこういった料金算定とかありますよね、そこで担当外なのですが何か料金の、どうやって出すのかを自分なりにもやってみたところ何か数字がおかしいのではないかとということで調査をして、そして入力にも誤りがないのではないかと、その間にシステム変更もあったということで、そのシステム変更があった時に従来方式のやり方をそのまま踏襲したがために逆に自動的に10万円が控除されるシステムに改正されているのですが、その機能を使わないでも同じことができるだろうということでやったというところに誤りがあったということですので、今回先ほど言いましたとおり全部来月以降の分については新システムの方に数字も入れ直して、そこは読み合わせをしたり確認していきながらやっていかなければならないと思っています。追徴とかそういったところでは今回なく、戻すということですが、その3年間、2年半は多く結果的には取っていたことになったわけですから、安くなる改正がなったのにそこが適用になっていなかったのも非常に申し訳なく思っていますし、こういったことについてはいろんな案件でもあり得ることですので、そこは更に注意喚起をしていきながら、制度改正の時には複数人で念押ししながら確認していくことが必要になってこようかと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第7 報告第3号

○議長（多田政拓君） 日程第7、報告第3号 令和5年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。説明を求めます。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 報告第3号朗読

報告第3号

令和5年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告する。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

裏面をご覧ください。令和5年度安平町財政健全化判断比率につきましては4指標とも早期健全化基準を下回り、健全な水準となっております。

財政健全化判断比率における各指標の内容を説明させていただきます。まず、実質赤字比率につきましては一般会計の実質収支額が9194万3000円の黒字となっておりますことから実質赤字比率は算定されません。

次の連結実質赤字比率につきましては、特別会計のうち国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額の合計では1億9221万2000円の黒字で、また、公営企業会計であります水道事業会計及び公共下水道事業特別会計の剰余額合計は1億2481万円となっております。一般会計を含めた全会計では3億9070万2000円の黒字となっておりますことから連結実質赤字比率につきましても算定されません。

続いて実質公債費比率につきましては、公債費や債務負担行為などの公債費等に準ずる経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年平均値となりますが、令和5年度決算では10.8%となり前年度から0.5ポイント増加しております。また、単年度決算では11.4%となり、前年度と比較しますと0.2ポイント増加しております。これら主な要因としましては、分子となる起債の元利償還金は減少となりましたが債務負担行為でLED照明設置事業など追加などにより分子全体で1965万5000円増加したことと、分母要因として標準税収入額等の増加などにより1億1314万3000円が増加したことによるものであります。

次の将来負担比率につきましては、地方債や職員の退職手当負担見込額など一般会計が将来負担すべき額を標準財政規模を基本とした額で除したものでございますが、令和5年度決算では23.4%となり、前年度から2.3ポイント

減少しております。公営企業債等繰入見込額が2億5878万4000円の減少などにより分子全ての数値が6270万8000円の減少したことに加え、分母要因である標準財政規模の増加などにより1億1314万3000円が増加したことによるものです。

続きまして公営企業会計における資金不足比率につきましては、水道事業会計、公共下水道事業特別会計とも資金不足は生じていないため算定されません。

なお、監査委員の審査意見書は別添のとおりでございます。以上、令和5年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。本件については以上で報告済みとします。

◎ 日程第8 報告第4号

◎ 日程第9 承認第1号

○議長（多田政拓君） 日程第8、報告第4号 専決処分事項の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）と日程第10と日程第9を入れ替え、日程第9、承認第1号 専決処分事項の承認について（令和6年度安平町一般会計補正予算（第4号））についての2件は関連がありますので、一括として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、報告第4号と承認第1号を一括議題とします。提案説明を求めます。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 報告第4号朗読

報告第4号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項
和解及び損害賠償額の決定について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第7号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年8月1日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項
和解及び損害賠償額の決定について（別紙）

（別紙）

記

- 1 損害賠償金額
548,088円
- 2 和解及び損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

3 事故の概要

(1) 発生日時

令和6年4月21日午後3時40分頃

(2) 発生場所

富岡みずばしょう園
安平町早来富岡259番地1地先

(3) 事故の状況

水芭蕉を鑑賞中に木橋の床板が崩落したことにより落下時に両名とも手を負傷し衣服や所持品にも損害を与えた。

(4) 本町の責任原因

施設の管理瑕疵

(5) 本町の過失割合

100パーセント

補足でございますが、令和6年7月19日に開催されました臨時会において事故の詳細及び損害賠償の額については交渉中である旨ご報告申し上げておりましたが、その後こちらから提示していた損害賠償の額について相手方からご了承いただき、和解の証となる合意書が7月26日に郵送で届いたことから8月1日付けで専決処分をさせていただきました。

富岡みずばしょう園は、町内はもとより毎年多くの観光客が訪れ、町外の方からも水芭蕉を守って行って欲しいというお言葉をいただいております。今後も沢山の方に水芭蕉を觀賞していただくためにも事故があった橋につきましては今年度中に架け換え、他の橋とともに点検と修繕には細心の注意を払っていきたいと考えているところです。以上で報告事項の説明を終わります

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 承認第1号朗読

承認第1号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179号第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町一般会計補正予算（第4号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第8号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年8月1日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町一般会計補正予算（第4号）について（別紙）

別冊、補正予算書をご覧ください。

専決第8号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度安平町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,731,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月1日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和6年度安平町一般会計補正予算(第4号)について説明いたします。今補正については7月の臨時議会で行政報告しました富岡みずばしょう園で発生した事故による損害賠償金について、専決処分により整理をさせていただいたものです。

それでは歳出から説明いたしますので6ページをお開きください。8款土木費1項1目土木総務費は、被害者との和解合意額の決定により損害賠償額を確定したものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので5ページをお開きください。20款繰入金は、現時点において保険会社からの補填額が確定していないため財源調整を行うものでしたが、確定いたしましたので同額を計上しているものです。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億3104万6000円とするものです。ご審議の上ご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長(多田政拓君) ご苦勞様です。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。はじめに報告第4号について質疑をお受けします。質疑はありませんか。

[米川議員挙手]

○議長(多田政拓君) 米川議員。

○2番(米川恵美子君) これは点検してから確か1週間後の事故だったと思うのですが、その事故になる前の1週間前の点検はどうだったのか。

それから、もしその時に危険だという箇所が無かったというのであれば、この被害者の方は普通の体型でなくてお相撲さんみたいに大きな体型の方、体重の荷重に耐えられなかったから壊れたとか、そんなことではないだろうと思うのですけどね。点検の方法はどうだったのかということと。

それから金額的には大したことはないですが、だけど一般町民にご迷惑を

おかけしたということから考えたら、ここの管理者の、こういう事故につながったことに対する責任はどのように取ろうとしているのか。責任の対応はする必要がないと思っているのか、その辺のところ伺います。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 点検の結果ですが、前回の臨時会の時にも、行政報告した時にもご質問ありまして、その1週間前というのは私がちょうど1週間前に行って点検したということでご報告申し上げておりました。実際のその点検の部分については、その1週間前より以前に担当者の方が業者と一緒に現地を回って、木製の橋ですので腐朽と言いますか腐っている部分の板について業者と相談しながら取り替えていったということで、1週間よりも前に実際の点検が行われ、事故の1週間前に私が行って橋を回って歩いた結果、何も問題無かったと捉えていました。

点検の方法についても、一応コンクリート製とか鋼製の橋とは違って点検の方法は確立されていないのですが、一応目視点検、近接目視による点検とか、例えば歪みがあるとか、歩いていて軋みが出るといった場合には疑ってその部分の部材を取り換えるということを考えてはいます。今後も同様の点検方法ですとか修繕の方法をとっていきたいと考えています。

あと責任の問題という話ですよ。一応責任というか事故ですので今までも議会で報告させていただきましたとおり、例えば車の事故、パンク事故といった類の事故でしたので、たまたま人身的な部分で事故が発生してしまったということで、怪我をされた方には大変申し訳なく思っています謝罪も何度もさせていただいた経過です。責任と申しますか一応担当者も含めて私も含めて、今後もその辺の責任と申しますか、施設を守っていくという意識をきちんと持った形で今後も続けて橋を守っていく考えです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） たった1週間で人が乗って壊れるような橋は、点検の仕方が不足だったのではないかなと思うのですが。一度こういうことがあると今後はより一層慎重に点検していくことになるだろうと思うのですが、先ほど申しましたとおり、こういう結果になったことの責任に対する考え方はどうなのでしょう。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 様々な公共施設、このみずばしょう園もそうですが、町が維持管理しているものは道路も含めて多岐にわたっていますので、そういった中で発生する事故だったり怪我だったりが発生した際の責任は町の公共施設でありますから町にあると思っておりますし、その怪我の度合いだったり損害の度合いだったり様々な事象において、そこは保険というもので最終的には財源的なものとしては保険対応させていただくケースが多いですが、いずれにしても町がそういった責任を持って維持管理していく、そういった維持管理ができない場合についてはその施設だったりそこを閉鎖したり閉じたり、廃止していくといったことも必要ではないかなと思っております。

[田中副町長挙手]

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 先ほど予算の説明の時に20款繰入金、補填額確定って言いましたけれども、これは保険会社からの補填額が確定していないため繰入金で財源を調整するものです。以上、訂正させていただきます。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） あえて塩谷課長に鞭を打つわけではありませんが、私は自動車事故という関係のものではなくて、極めて人的な過失だろうと思っているのです。それでなければ、裁判でやれば町が全面的敗訴にならないはずでありまして、和解金を払うということではなくて、だろうと思うのですね。そうではなくて、こういうことが起きたことによって今後どういう対策をしていくのかっていうことが明確にしていく必要があるだろうと思っております。先ほど塩谷課長は従来の方式のままで行っていきたいと言っておりますけど、それでは駄目なのです。従来でやってきたから起きたのですから。もっと違った方法を考えていかなければならないと思いますよ。それは木の、お金がかかるけれども木ではなくてコンクリート化していくという方法論もありますけども、そもそもそれだって点検って必要ですから。もう一度この事故を教訓と活かして、しっかりとした点検マニュアルを作ってより良く起こさない。絶対的に起こさないというのはありませんけれども、起こさせないんだという方向性の方をしっかりと打ち出さなければ、また同じようなことが繰り返されていくだろうと私は思っています。

そんな意味ではしっかりとこの教訓を活かしてそれぞれ全ての、もう1回やり直して本当に点検体制はいいのかということ町としてもう1回見直しをして、整理するものは整理して、あとは職員教育ですよ。職員教育しっかりして、きちんと見てきたのかと。これ責任というのは、あなたが悪いこうではなくて、本当にきちんと担当者が見てきたのかということ、職員の資質も含めて教育が大事ですから。この教訓を全職員に訴えて、もう安平町としては、死ななかつたからよかつたのですよこれ、怪我で済んだから。もし死亡事故だったら大変なことですよ。もう起こさないという方向性をぜひ町長、取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 小笠原議員がおっしゃるとおり、案件としてはかなり重たい案件ということで、事故があつた時に被害者の方とともに駐在所の所長が一緒に行つたのですが、本人たちは訴えないとは言っているけれども案件的には業務上過失傷害ということで、かなり重たいものだから本人たちに対するお詫び等を含めて丁寧に対応しなさいということでアドバイスをいただいたところです。

橋については、なぜ木橋かということは、みずばしょう園はかなり湿地帯でして、それをコンクリート化するか鋼鉄製の橋にするとか重量物にすることによってかなり不安定な状況になるということで、なるべく軽い材質のものを使って橋としているわけですし、せつかくあるみずばしょう園に大規模な工事を入れることによって、杭打機を持ってきて杭を打つとか、みずばしょう園を破壊するようなことができないということで今現在も木橋ということで設置させていただいているところです。

議員おっしゃるとおり点検方法、今までどおり目視で点検してギシギシ言わないか歩いて大丈夫かというそんな点検では生ぬるいという部分も当然ありますので、建て替えると言いますか、橋を新たに直すというか入れ替える時期のサイクルも含めて今後考え直していきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。報告第4号については以上で報告済みとします。

次に承認第1号の質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑がなければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 歳入、財政調整基金の繰り入れでまずは当面行ったということで、保険の額が確定してからということでおっしゃっていただいたのですが、この保険について確認、関係ないと言われたらあれなのですが、町有施設大体全てのものに対して破損の可能性があるなど、そういうもの全てに関して保険は入られているのか。

また、同じ保険会社で進めているのか、この2点をお願いします。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 建設課参事。

○建設課参事(伊藤富美雄君) 保険の件ですが、議員がおっしゃるとおり同じ業者の方に、町有施設の方は全て入っています。

○議長(多田政拓君) よろしいですか、他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから承認第1号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって承認第1号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第10 報告第5号

○議長(多田政拓君) 日程第10、報告第5号 専決処分事項の報告について(地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について)を議題とします。説明を求めます。

[岡総務課長挙手]

○議長(多田政拓君) 総務課長。

○総務課長(岡康弘君) 報告第5号朗読

報告第5号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

次のページをお開きください。

安平町専決処分第11号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年8月22日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

別紙、次のページをお開きください。こちらは条例改正文となっております。条文の朗読は省略し、4ページ、5ページの新旧対照表でご説明いたします。

次のページをお開きください。概要ですが今回の条例改正は平成29年及び令和5年に行われた地方自治法の改正において条番号に移動が生じたことに伴い、この条番号を引用する2本の安平町条例に条ずれが生じたため整理条例として一括改正するものです。

4ページの第1条関係とある安平町監査委員条例については、その第2条において地方自治法第243条の2第3項と引用しているものを、第243条の2の8第3項と、また次の5ページ、第2条関係の安平町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例については、その第5条において地方自治法第243条の2第8項と引用しているものを、第243条の2の8第8項と改正したものです。

この条例の改正ですが、法令の改正に伴い必然的に安平町条例に改正が生じたものであり、独自に判断をする余地がないものであることから、平成18年に議決された議会の委任による長の専決処分事項の指定についての第4の事項の適用により、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきます、直近議会の本定例会で報告させていただくものとなります。

なお、施行期日につきましては、改正された地方自治法が既に本年4月1日付けで施行されておりますことから、条例を公布した8月22日付けで施行となっております。以上、報告事項の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。本件については以上で報告済みとします。

◎ 日程第11 承認第2号

○議長（多田政拓君） 日程第11、承認第2号 専決処分事項の承認について（令和6年度安平町一般会計補正予算（第5号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 承認第2号朗読

承認第2号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町一般会計補正予算（第5号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第9号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年8月7日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町一般会計補正予算（第5号）について

別冊予算書をご覧ください。

専決第9号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第5号）

令和6年度安平町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,976千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,740,022千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月7日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和6年度安平町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。今補正については早来・追分両浄化センターの汚泥脱水機制御盤タッチパネル修繕費補正に伴う下水道事業会計への補助金について、専決処分により整理をさせていただいたものです。

それでは歳出から説明いたします。6ページをお開きください。

8款土木費4項5目公共下水道費は、早来・追分両浄化センターで故障した汚泥脱水機制御盤タッチパネルの修繕費の補正に伴う一般会計補助金を追加したものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので5ページをお開きくださ

い。20款繰入金は、今補正の財源調整によるものです。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ897万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億4002万2000円とするものです。ご審議の上ご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） あ、小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 汚泥の関係で処理をしたということですが、本当に897万6000円でこれは済むのか。そうではなくて、根本的にしっかりとしたものを作っていかなければならないのか。私はどうしても本当にこんなお金でやっているのは応急措置的なもののような気がしてならなくて。もっと根本的な問題があるような気がするのですが、その点いかがですか。

〔佐々木水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 今回の修繕についてですが、根本的にということですが、今回の故障した脱水機については当時、早来については平成16年、追分については平成14年、日本下水道事業団の協定によって施工されていますが、物自体がベストパッケージというタイプで脱水機と制御盤と全て一体化したものでして、当時の価格でいくと、それ全て直すと2億とかいった費用になりますので。今回タッチパネルの部分、そこを一式交換させていただきますので、また壊れる可能性は否定できませんが、当分の間もつのではないかなとは考えています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 水道課としては、将来展望含めた時にはいずれしっかりとしたものに取り換えていくという可能性は持っているかっていうこと

を聞きたいです。

〔佐々木水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 今説明させていただいた全体的なもの、この処理場の機械についてはストックマネジメントの支援制度で補助対象として整備することができますので、その計画が今の予定でいくと7、8年後になりますので、その段階においてきっちりとした整備方針だとか今後について、今広域ですとか共同化の関係もありますので、その辺も含めて検討していきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して、あ、失礼しました。総括についての質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから承認第2号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第2号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第12 承認第3号

○議長（多田政拓君） 日程第12、承認第3号 専決処分事項の承認について（令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第2号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 承認第3号朗読

承認第3号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第2号）について

次のページをご覧ください。

安平町専決処字第10号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年8月7日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第2号）について

補正予算書をご覧ください。

専決第10号

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度安平町の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条、収入の第1款下水道事業収益は、浄化センター汚泥脱水機修繕費の追加に伴い897万6000円を増額し、収益的収入の総額を6億8092万円とするものです。

支出の第1款下水道事業費用についても浄化センター汚泥脱水機費用として897万6000円を増額し、収益的支出の総額を6億5257万6000円とするものです。

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条に定めた補助を受ける金額「180,491千円」を「190,157千円」に改める。

令和6年8月7日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について、3ページの令和6年度安平町下水道事業会計補正予算事項別明細書第2号によりご説明いたします。

収益的収入、1款下水道事業収益2項2目他会計補助金1節他会計補助金につきましては、早来・追分両浄化センターの汚泥脱水機タッチパネル式操作盤の故障が生じたため修繕費を追加したことに伴い、一般会計から繰入金として897万6000円増額するものです。

4ページ収益的支出、1款下水道事業費用1項2目下水道処理場費につきましては3節修繕費において897万6000円を増額補正するもので、早来・追分両浄化センターの汚泥脱水機タッチパネル式操作盤の老朽化による故障が生じ、現在自動運転から手動運転にて対応をしていることから早急に事業執行を行うため専決処分補正するものです。

1ページから2ページの令和6年度安平町下水道事業会計補正予算実施計画第2号につきましては、只今説明いたしました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本件については第1条の総則から第3条他会計からの補助金まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから承認第3号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第13 承認第4号

○議長（多田政拓君） 日程第13、承認第4号 専決処分事項の承認について（令和6年度安平町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 承認第4号朗読

承認第4号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めらる。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町一般会計補正予算（第6号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第12号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年8月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町一般会計補正予算（第6号）について

別冊、予算書をご覧ください。

専決第12号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第6号）

令和6年度安平町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,748,522千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和6年度安平町一般会計補正予算(第6号)について説明いたします。今補正については令和6年8月27日及び8月31日の大雨による道路橋りょう並びに河川において災害復旧に伴うものを専決処分により整理をさせていただきましたものです。

それでは歳出から説明いたしますので6ページをお開きください。

14款災害復旧費1項1目(1)道路橋りょう災害復旧事業12節は、令和6年8月27日及び8月31日の大雨による道路橋りょうにおいて被害を受けた補修経費で、被害拡大を含め8月27日8か所、8月31日5か所で、2目(1)河川災害復旧事業12節は、令和6年8月27日及び8月31日の大雨による河川において被害を受けた補修経費で、被害拡大を含め8月27日2箇所、8月31日4か所の被害を受け災害復旧をしております。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので5ページをお開きください。20款繰入金は、今補正の財源調整によるものです。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億4852万2000円とするものです。ご審議の

上ご承認くださるよう、よろしく願いいたします。

- 議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
○7番（三浦恵美子君） こちらの道路橋りょうの部分と河川の部分で、多分災害復旧事業として申請はされていらっしゃるのかなと思うのですが、今後の見通しについて詳細がわかればお願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課長。
○建設課長（塩谷慎嗣君） 今回の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業については適用外となりますので、町の単独費で賄う形になっています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に総括での質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから承認第4号を採決します。
本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第4号は報告のとおり承認されました。

○議長（多田政拓君） お諮りします。13時まで休憩とします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を始めます。

◎ 日程第14 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第14、一般質問を行います。確認のため申し上げます。一般質問は一議員、質問と答弁を合わせて1時間以内の時間制限があります。議会運営委員長から報告のとおり通告内容を逸脱せず簡潔に行うようお願いいたします。理事者側の答弁もそのようをお願いいたします。また、質問内容が重複するなどの理由がある場合を除き、通告内容については必ず質問を行いますよう重ねてお願いいたします。なお、議場の前後に残り時間を掲示していますので、時間内に質問及び答弁を終えるようお願いいたします。
それでは通告順に従って発言を許します。2番、米川恵美子議員。

【通告No.1 2番 米川 恵美子】

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） どうぞ。

○2番（米川恵美子君） 2番米川です。追分地域の人口増と活性化について対策を伺います。安平町になって18年あまりの現在、追分地域の人たちは思い描いた地域の発展と、暮らしやすさや幸せ感を享受できているのでしょうか。いろいろな事業や場所において会話する中で追分在住の人から不安を聞きます。議員はどう思っているかと問われます。私が追分町の住民になって21年と9か月となりますが、一番重要と思っていた入院可能な病院があり老いの身を委ねられる安心感がありました。町民参加の行事が年間いくつもありました。町民運動会、追分音頭で街中を踊り歩く祭り、神社のお祭りでは御神輿のほか山車の巡航もあり、神社の境内では子ども相撲や演芸などもありました。メロンまつりは大変盛況で賑わいのあるものでした。安平川ではナイアガラの滝と称して小さくても花火大会があり、盆踊りも大勢の人の参加がありました。灯籠流しも人々の心根を示しながら風流なものでした。また、戦没者慰霊祭もあり心の教育にもなっていたと思います。追分小学校のプールでは夜間開放があり泳ぎに行っていました。また、体育館では新スポーツ体験の教室がありまして参加したら大変楽しいものでした。現在は実に寂しい町になり、子どもたちに明るい未来を想像できる町として引き継ぐことができるのかを心配しております。

そこで具体的に質問してまいります。合併後の人口の変化を伺います。6年前の震災の影響も多いと思いますが、人口増加が見込めるのかどうか、高齢化率はどうなっているのか併せて伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 合併後の人口の推移ですが、平成24年7月より外国人も住民基本台帳法の適用対象となりましたので外国人を含めた比較となります。

ご質問は追分地域に限定されていますので、追分地域についての人口の推移について答弁します。まず、平成18年3月末現在は男1909人、女2052人、合計3961人で、その後平成30年3月末現在までの12年間で624人の減でしたが、胆振東部地震後3年間だけで294人と激減し、令和6年3月末現在は男1431人、女1471人、合計2902人で、合併時との比較は男482人の減、女582人の減、合計1059人の減となっています。

また、世帯数については、こちらも外国人を含めた世帯数となりますが、平成18年3月末現在では1831世帯で、その後平成30年3月末現在までの12年間で64世帯の減でしたが胆振東部地震後3年間だけで88世帯と激減し、令和6年3月末現在は1647世帯で、合併時との比較は184世帯の減となっています。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 追分地域の高齢化率はどれぐらいですか。私が住む地域では68%と伺っていますが追分全体ではどれぐらいなのか。
また、今後増加の見込みはあるのか、それとも全人口が減少していく一方なのか、予想はどのように評価していますか。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 高齢化率についてお答えさせていただきます。8月末現在の高齢化率となりますが、追分41.77%、早来33.85%、安平町全体でいくと36.96%となっています。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 今後、追分地域での人口増の見込みはどのように考えているのか伺います。

[及川町長挙手]

- 議長（多田政拓君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） 現在のところ総合計画の推計また社人研での推計が出ていますので、そこが現計画の中ではそういった見通しとして整理されているものです。これは約8年経っていますから、現状においては先ほど説明された胆振東部地震後、安平町全体で200人を超える方が3年間連続減少していましたが、ここ3年ではそこが横ばいに今転じているということですから第2次総合計画の人口推計から見るとその将来推計の状況についてはここ数年上向きになってきているということです。今後、追分地区、早来地区での分けての質問ですが、今後先ほどいろいろと合併前のお話だったり、そこと比較すると旧追分町時代と現在の追分地区を比較するとそういった寂しさのご指摘もいただきましたが、今度は追分地区においても様々な取り組みも考えていくということ、教育を中心にまちづくりを今早来地区もやっていますが、そこを追分地区にも展開させていく、そういったところに今至っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 合併以来1060人近い人口が追分地域だけで減少しております。また、高齢化率も42%ぐらいですので、これからまちづくりはきちんと目標を立てて取り組んでもらいたいと思っています。

次に地域の発展と活性化のために環境整備について伺います。まず旧追分幼稚園解体の計画については、どのようになっているのか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 旧追分幼稚園は現在道の駅のストックヤードとして使用していますので、道の駅のストックヤード建設計画により解体時期などについても検討しなければならないと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 解体は、私は急いだ方がいいのではないかなと思います。というのはワイナリーが完成すると駐車場が不足するのではないかと考えています。当然道の駅の広い駐車場がありますから、そこを利用するお客さんもいるかとは思いますが、それでもワイナリーの従業員用の駐車場なども含めたらその土地は活用する方法があるのではないかと考えていますので、今、将来的には解体をしなくてはならないと言っていました。大体何年後ぐらいを目途に考えているのでしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 先ほどの答弁でも述べさせていただきましたが、道の駅のストックヤードの建設の計画が立たなければ今の段階で何年頃という答弁はできないかなと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 事業計画っていうのは5年先、10年先、30年先、50年先ぐらいまでは大体1つの自治体としては考えていくべきではないかと思っていますのでね。喫緊の5年先すら目途として挙げられないのであれば、

それはもう少し真剣にまちづくりを考えていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。追分小学校移転についてですが、全員協議会で説明されましたが、その時の協議会の審議を踏まえまして10年よりも先に前倒しをすることがあるのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 全員協議会でご説明させていただいた目標の年度は、改修の年度にあたるところをベースにしてご説明させていただいていますので内容等が財源的な問題とか含めてうまくいけば前倒しもあり得るでしょうけれども、現時点では私の方からもなかなか予測がつかないところかなとは思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 追分小学校の移転は計画として発表されたばかりですのでなかなか先の見通しまで立てられないかもわかりませんが、先ほど言ったとおり5年先、10年先といった先の計画をもってまちづくりを進めていただきたいなと思っています。

それでその小学校に通じる道路ですけれども、その道路は平成30年の時には子どもたちの通学の安全のために歩道設置が必要と表明されていたと思うのですが、それから6年も経って6月議会の時には今年度中にはやりたい話も伺っていましたが、予算書を見ましたら上がっておりませんが、将来的にはどのように考えているのか伺います。

○議長（多田政拓君） 米川議員にお尋ねします。今①の質問ですか、②の質問ですか。

○2番（米川恵美子君） ②です。

○議長（多田政拓君） 街中の校舎の安全についての質問ですか。

○2番（米川恵美子君） そうです。校舎の安全というか追分小学校移転についての質問です。

○議長（多田政拓君） 追分小学校移転は①の質問ですが。

○2番（米川恵美子君） ①は合併後の人口変化を伺った。

○議長（多田政拓君） それは（1）です。（2）の①。

○2番（米川恵美子君） （2）の①ですね。

○議長（多田政拓君） 今①の質問ですか。

○2番（米川恵美子君） そうです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか答弁側。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 追分小学校前の坂のところの歩道を整備するという
ことで今年度予算化してしまして発注段階まではきているのですが、できれば今年度中に完成させたいと今担当者の方でも進めているところです。ただし、今年度に入りまして昨年度の予算編成時期の資材の見積額が今年度に入って2倍ぐらいかかなりお金が上がっているということで、今そこで設計を進める上で難しい状況になってきています。そのこの工法について今検討中でして、もともと歩道の脇にあった擁壁関係を再整備するというので新たな工法を使ってなるべく周りの住宅地に影響を与えないような工法をとる予定だったのですが、先ほども申しましたがかなり資材費が高額になってしまったということでもう少し時間がかかりそうな雰囲気、できるだけ今年度、万が一資材を発注して到達するまでの時間がかかるということになると1年遅れる可能性もなくはないかなというところで、今微妙な段階です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 小学校の坂は6年前に計画されていたと思うのですが、小学校1年のお子さんを持つお母さんにすれば自分たちの時でも危なかったものが、まだ今子どもたちにしたら自分の時の思いよりも子どもの方がずっと心配しているって。少ない1人か2人の子どもを育てる中でちょっとした怪我も親にすれば心配なのだろうと思うから早くやっていただきたいというご意見が私の方に届いています。小学校の移転という大きな目標はもっと先にあるのであれば、せめて道路ぐらいは先に直してあげて欲しいと思います。ついでだから申し上げますけど、小学校移転は小学校建設する頃には私は多分自分の年齢からいったらその建設を見ることはできないだろうと思いますので、一応希望だけ言っておきますけど、増毛小学校の木造の立派な校舎が今でも100年以上経った今でも使われていまして、私見学に行ってみましたが、本当に威風堂々とした立派な校舎ですので、追分に建てられる小学校も木造であってほしいなと思っています。

余談になりましたが次の質問に移ります。街中の歩行者の安全について伺います。本町3丁目の電柱は1月よりも今の状態でいかにも危なっかしい状態になっていますが、これはどうしてまだ直せないでいるのか。早く建て替えないと、もしも先のような震度6も7もなるような地震になった時に危険にならないのかどうか。建て替えに対する町としての働きかけとか要望といったことはやっているのかどうか伺います。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 追分本町3丁目の伊藤商店の角にある北電柱については、昨年度の除雪作業時に除雪ドーザが後退しようとした際、電柱に接触し損傷を与えてしまいました。また、接触した衝撃でインターロッキングブロックが持ち上がってしまいました。損傷した電柱については受注生産品であることから製造に時間がかかっていますが、北海道電力が入れ替える準備をしていると伺っています。

また、インターロッキングブロックについても電柱の修繕に合わせ修繕すると伺っています。これらの修繕については、除雪業者の瑕疵として保険対応で修繕することになっています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 町の責任で修繕するものではないことは承知していますが大体いつ頃まで、雪降るまでにはやっていたらいいのかどうか。その辺のところは確認しているのでしょうか。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 時期については業者さんの保険対応ということで保険会社と北海道電力と打ち合わせしながら進めていることと思っておりますが、うちの方から直接北海道電力にいつ頃というのは聞いていません。先ほども言いましたが受注生産品であることから工場の生産に時間がかかっているということですので、こちらについてはいつということでは明言ができません。また、電柱の危険度に関しては北海道電力の方で把握していますので、その辺はもし危険で今すぐにでも倒れるということであれば、仮の電柱に置き換えるでしょうし、その辺は北海道電力の方でも心得ていると思っております。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 責任業者に再度町の方でも請求したらいかがかと思っております。

それで電柱のすぐ横にマンホールが沈下した状態になっていますね。あれは原因は何なのですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 先ほどもご説明させていただいたのですが、電柱に接触した時にその衝撃で一緒に動いてしまったという状況だと思います。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） じゃあ、マンホールの修繕も業者がするということですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 最終的にはどちらでやるかというか、ここは北海道が管理している道道ですので北海道の方から多分業者の方に修繕せよと命令が来ていると思いますので、業者の方で修繕すると思います。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） そうしましたら沈下したマンホールに足を取られて転倒して、怪我をして救急搬送された方がいらっしゃいますが、その方への対応とかはどのようなになっているのですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 私の耳の方には、その事故というか怪我については耳に入っておりませんでしたので、通常であればその事故があった時点で道路管理者に言うか、町に情報を寄せていただければ業者に伝えてそれも全て保険対応として保障されるべきことだとは思いますが、私の方には情報がなかったので明言はできません。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） これは追分町内の高齢者ということですが、それではどの程度の怪我なのか、そういったことも全然情報は入っていないのですね。ということは全て本人が事故処理をしたということと理解してもよろしいですか。町の方に何の連絡もなければ町の方で説明をすとか謝罪をするといった対応は一切していなかったということなのですか。どうなのですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 大変申し訳ないですが私の方にはその情報がなかったということと、事故が起きてしまった場合は警察署の方に届けていただくとか道路管理者にまず訴えていただくということであればスムーズな対応ができるかなと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 場所的には本町3丁目の旧伊藤商店の前ですよ。あそこで転んで怪我されたという話は僕の耳にはすぐ入りました。建設課長ではなかったと思いますが。ただ、いろいろと事情のある、怪我だけではないお話も聞いたので。この場では詳しい話は申し上げられませんが、こちらの方に情報が入っていなかったということではありません。

〔佐々木水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 今の関係で、除雪で電柱が壊れて近くにマンホールがあったということで、そのマンホールが沈下したわけでもなくて、先ほど建設課長の説明にもありましたとおり、ぶつかった際にブロックが持ち上がっているような状況なのでマンホールが下がっているように見えますが、マンホール自体は決して沈下したわけではないので。あくまでもブロックと電柱を含めたものが保険対応で対応されているということと承知しています。

〔佐々木水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 先ほどの転ばれて救急車で運ばれたというのも承知していますが、ただ、北海道の道道でしてその辺も含めて北海道の道路管理者の方には連絡しております。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） じゃあ怪我なされた方のその後の対応については、町は一切関知していないという、そういうことですね。地震の時も歩道が亀裂入ってそこに足取られて転んで骨折した人への対応のこともありまして、歩道での事故とか怪我に対してはあまり補償の対象にはならないということその時に学びましたが、今回もやっぱり町としては一切の対応はしていなかったということなのですか。それとも道への何らかの働きかけをしたということもあったのかなかったのか。どうなのですか。

〔佐々木水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 補足だったのですが、怪我をされた方というのが当時運ばれて消防の方、救急車で運ばれているのですが、その辺については個人情報があってどなたが運ばれているということまでは教えてもらえなかったのです。なのでそこも含めて北海道の方に連絡しているところです。

もう1点ですが、北海道の連絡も実際道道なものですから、実際に維持管理している業者もいたものですから、そちらを通じて道路管理担当者の方に伝えているところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） ご承知のとおり町道、道道での発生の事故とか対応は変わってくるところと、個人情報の話で我々も正式な形での連絡はいただいている話も水道課長からしてくれました。私はそういうことではなく、それ以外の個人的な情報からある程度この方だったんだなというのはその時ではわかっていましたし、その後にもお会いしておりますが、その話はできませんでしたので。ただ、そういった状態を町は全く関知していないとか心配していないとかではなく、当然安平町民ですから。そういった方とも私知っていますし、この間も会いまして、あえてその話はしませんが、知っていれば逆にどこから情報を仕入れたのかという話になってきますか

ら、ですからこういった公の場では言えない部分もありますというのは先ほど申し上げたとおりです。ちゃんと対応はしていかなければならないことだと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 歩道ですからね。今歩道を歩く人は高齢者が多いです。あと子どもたちの通学路になっていますので子どもたちが歩道を歩くのがほとんどだと思います。そういった意味で、安全には十分気を付けた道路事情を考えていただきたいと思います。歩道は平らではなくて、見ると歪んだりしているところもありまして、あれは凍結の影響なのか地震の影響なのかわかりませんが、平らではないところが随分多くあります。

そこで除雪ですが、歩道の除雪が十分されていないことによって歩きづらくて車道を歩いている人が今年の春先も見かけましたが、今年の春先は特に歩道は氷状態、スケートリンク状態で本当に危なかったこともあります。今後歩道の除雪に対して、前もいつかこのことは質問したことがあったのですが、今後は歩道の除雪に対してはどういう対応をしていくのか考えがあるなら伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 町道に限定してのお話になりますが、歩道除雪ということで小型の除雪車を入れたり人力で除雪しているような状況です。できるだけ歩きやすい環境をということで細かくはやっていくのですが、どうしても降雨ですか、最近天気あまりよろしくないと言いますか1月、2月に突然雨が降るとか気温が高くなってしまっ、そのせいで歩道がテカテカになってしまう状況ができてしまうのですよね。これに対して我々としては砂を撒くとか塩カルでできる所は塩カルを撒くとか、できるだけ歩きやすい状況は作っていくのですが、どうしても天候が目まぐるしく変わっていくと言いますかなかなか追い付かないというか、歩行者の方が満足して歩けるような状態にはならない場合もありますので、その時は気を付けながら歩いていただくしかないかなと。私も見ているのですが、歩道は除雪されているのですが、どうしても車道の方が歩きやすく歩かれている方もたまに見かけると思うのですが、その辺歩道がまるっきり空いてなくて車道を歩くとか、先ほど言いましたが歩道がテカテカの状態で危ないから逆に車道を歩くということはたまに見かける状況。できるだけその状況を排除していくような努力は今後も続けていきたいと思っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 歩道の除雪はきちんと計画の中に入れて業者を選定してやってほしいと思います。もう3年ぐらい前ですが雪が降った朝に先頭を歩く小学校4年生か5年生ぐらいだったと思います、中学生ではなかったですが、その子が、先頭歩く子が除雪用の返し器を持って雪払いをしながら歩いていて後ろに3人、4人つながって歩いて行くという登校風景を見ていますので、だから今の気候状況から言ったら暖かくなったりしぼれたりする地域性を考えた時に除雪の体制は事前に決めておいていただきたいと思いますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 除雪の基本的な作業方法とか時間帯とかルールは当然決めてやっているわけですが、この気候に対して次々に変わっていく状況です。例えばの話、追分地区いっぱい雪が降っているのですが遠浅地区降っているかといったら降っていないとか、追分地区でも市街地は降っていないのですが旭地区は降っているとか状況が極端に違ってくる部分もあります。そこに対して業者の方として努力して対応はしているつもりではあります。

除雪の体制についてですが、皆さんご存知かもしれませんが除雪の作業員の確保ですとか、運転手、オペレーターの確保はかなり厳しい時代になってきています。なかなかこの除雪作業に携わっていただけの人が集まらないような状況になっていきますので、多少皆さんにご迷惑をかけることと思っておりますがその辺についてはご理解いただきたいと思っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 町の中の安全に気を付けていくということは自治体の重要な役割ではないかなと思っていますので、今後も状況を見ながら対策をお願いしたいと思います。

次、ワイナリーの完成後の歩行者の安全の導線確保についてですが、道の駅からきつとワイナリーに行く人も多いただろうと思いますし、先にワイナリーに行ってから道の駅に寄っていただくというお客様もいるのではないかなと思います。そこで道の駅とワイナリーに行く、また大型駐車場の方に行く

その道路に対して横断歩道がないのですね。だから横断歩道を決めていただいて歩行者の安全を図っていただきたいと思います。これは横断歩道といっても勝手に設置するわけにはいきませんので関係機関の方に相談して、もし設置していただけるのであれば、月日のかかることですのでこの辺の対応は早めにしていただきたいと思いますがいかがですか。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） ワイナリー完成後の歩行者の導線については道の駅と大型車駐車場の間の町道横断と同様の考え方になると思いますが、道の駅建設時の町道横断に関する公安委員会との協議において横断歩道の設置は認められませんでした。しかし、繁忙期には多くの利用者が道の駅を訪れることから歩行者の安全確保及び車輛のスムーズな誘導を目的に警備員を配置しているところです。ワイナリーについては駐車場を9台分のうち6台分を一般用として整備するとのことですが、道の駅の利用者がワイナリーへ行くことも考えられますので、道の駅と大型車駐車場を往来する方法と同様に利用していただく安全を確保できるものと考えています。実際には株式会社ダイナックスとは詳細について協議していませんのでオープンに合わせて協議を進めてまいりたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 警備員を配置すればそれだけ費用がかかりますので横断歩道を設置していただく方が早いのではないかなと、経費もかからないのではないのかなと思いますし。それでそのことを関係機関と相談していただきたいと思ってこの質問になっていますけれども。ワイナリー側の方もどのように考えているのかわかりませんが、十分協議した上で歩行者の安全を図っていただきたいと思います。特に先日も見かけたのですが、車の付いている旅行ケースを引きながら歩いている観光客もいますので、多分駅に向かっていたのだらうと思います。私追分本町から、道の駅の方向から下りてくる観光客を見かけたのですけどね。多分駅に向かうのだらうと思うのですけどもね、そういう方もいらっしゃいますので、歩行者の安全は十分に図っていただきたいと思います。安平町だけで決められることではないので今後も早急に関係機関だとかワイナリー側とも相談しながら進めていただきたいと思います。

ついでだから言いますが、旅行ケースを預かるような、手荷物を預かるようなところが駅に設置していただくというのが。これ質問に入っていません

がそういう要望はできないのでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 答弁できますか。町長。

○町長（及川秀一郎君） まず横断歩道の設置については道の駅ができる段階で先ほども説明しましたとおり公安委員会と協議をしてああいった地形上、交通量含めて横断歩道の設置はできないということの判断が1回出ていますので、その状況も考えると趣旨はわかりますが横断歩道の設置は難しいと思っていますので、その導線の在り方だったりといったところは先ほど答弁させていただいたところです。

今後様々なキャリーバッグだったり旅行の、JRを利用する方も含めてそういったことも考えられるでしょうから、そういった事象がたまたま見受けられたのかもしれませんが、そういった事象が多くなってきた場合には当然そういった事を、駅で何かロッカーを設置するのか違うところにロッカーは無いけれどもお願いするのかというような方法はあるかと思いますが、今の段階ではそこまでニーズがないと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ワイナリーができたことによって前とは、道の駅ができた時の事情とは違ってしますので今後について引き続き横断歩道を設置なり歩行者の安全についての対応について考えていただきたいと思います。

次に移ります。各団体の集会事業はいぶき利用として、まちなか賑わい創出ができるのではないのでしょうか。それでいぶきについては商工会より譲渡するという意志があるとの報告を受けていますが、今後の計画というか見通しはどうなっているのか伺います。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） いぶきについては商工会内部で町への無償譲渡に向けた協議が開始されたことを先の臨時会で行政報告し、行政改革による公共施設の統廃合を視野に入れながら現有施設の活用方法について検討していくこととしていますが、現有施設も老朽化しており利活用の方法によっては多額の予算を伴う改修等の必要性も生じることから無償譲渡の段階では現在の施設にそれほど経費をかけずに利用し、その後に施設改修等を加える二段階方式を考えているところです。

なお、町への無償譲渡後の利活用については近々議会全員協議会を開催していただき、その場で現段階の考え方をご説明できればと考えていますが、市街地の賑わい創出に資する施設となるよう検討していきたいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） いぶきについては、いろんな使い方があるのではないかなという中で1つ町民からこういう使い方をしてほしいという提案というか要望なども寄せられていますので、今後全員協議会で検討するという事なので良い方向になるように願っています。

次の質問に移ります。ぬくもりセンターの有効利用についてですが、ぬくもりセンターの中にコピー機が置いてあって物置のようになっていますけど、コピー機を使わせていただく中で追分の地域の発展に貢献なさった方々の写真が無造作に掲げられていますけど。そういった方の町民の功績に経緯を表す意味においても、もう少し町民の目に触れるようなとか大事に思っていますよという掲げ方をしたらいかがかと思うのですがいかがですか。

[村上総合支所長挙手]

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） その追分時代の町長とか名誉町民の写真がある部屋があるのですが、以前古い追分町役場からぬくもりセンターの方に移転してきた時に、まだ当時町長が早来追分交互に勤務されていた時代に町長が執務をする部屋として整備した時に写真を持ってきていまして、当時私それを担当していたのでその経緯は十分承知していまして、おっしゃるようにその後はそのままになっていることがありますので、おっしゃることも十分わかりますので、そこは適切に今後考えていきたいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） やっぱり人の気持ちを大事にするという意味においても先駆者の方々のご苦勞を偲んで感謝する気持ちを写真の掲げる位置によって表すことができるのではないかと考えています。

それからトイレですが、洋式にすることを6月議会でバリアフリー化の提案の中でしましたら財政的な問題という答弁をいただいていたので、すぐにはできないと言っていましたので、せめて女性と男性用のトイレの和式

のところだけでも洋式にすぐにでもしていただけないでしょうか。あの答弁を聞いていた人、又は広報紙で見た人たちはびっくりしていましたよ。そんなに大した何千万もかかる事業でもないのにそんなにお金がないのかって。公民館のトイレだとか水道の手洗い蛇口なんかも合わせて財政的に難しいみたいな答弁をいただいたと思うのですが、それに対する町民の反応は大変なものでしたよ。だからぬくもりセンターはいろんな健診、高齢者だとか幼児の健診に使うトイレですのでね。少しでも早く洋式化していただきたいと思いますけれどもいかがですか。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 米川議員からご意見いただきましてすぐに経費調査をしまして、うちの方では全部を洋式化した時にこれぐらいかかるというのも押さえていますし、あと工法的に地下に潜って基礎のコンクリートを一部壊して配管をしなければいけないとかもあるという調査も終わってまして、あとはどの時点で予算化して実際に工事するのは町全体的な事業ですとか限られた予算の中での執行になるものですから、できるだけ早くやりたいと思っているのですがそういったバランスもありますので、早くやりたいのは山々なのですが、何時というところまではご答弁はできないところです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） できるだけ早くって、そのできるだけの日にち年数がどのぐらいかわかりませんが、そこは信じて待ちたいと思います。

次に空家対策について伺います。空家の土地を寄付していただいて町費で解体撤去して子育て世帯に土地を無償譲渡するという事業はどうでしょうか。家を建築して定住するということを条件としてこの案を提案します。管理空家制度ができて固定資産税が6割減額になっても利用しない不動産は税金を払い続けることを考えたら地主さんにとっても都合がよいのではないかなと思いますけど。いかがですか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 空家対策の取り組みについてご答弁させていただきます。平成28年度と平成29年度の2か年で町独自の調査を行いました。

て、平成29年9月に安平町空家対策の推進に関する特別措置法施行細則を制定するとともに安平町空き家等対策協議会を設置し、平成30年4月には安平町空家等対策計画を策定しまして、安平町空家等対策庁内連絡会議を設置したところです。令和3年度には国土交通省の住宅市場を活用した空き家対策モデル事業として安平町も参加しているほっかいどう空き家活用ネットワークが専門家不在の小規模自治体における空き家等対策実施体制整備事業の採択を受け空家所有者を対象とした相談会、こちらは税務グループと政策推進グループにもご協力をいただいておりますが、令和3年度には3回開催し延べ31組の参加。令和4年度は2回開催し延べ21組の参加。令和5年度は2回開催し延べ8組の参加があったところです。令和3年9月1日からは空き家にかかる家賃助成、空き家住宅購入費助成、空き家賃貸リフォーム助成事業を実施し、空家対策と合わせ政策推進課の方で町ホームページの移住定住支援サイトへ掲載するなど空家の利活用による移住定住の促進も図っているところです。

また、同年6月からは固定資産税納入通知書発布に合わせ、空家の所有者及び管理者に対して定期的な状況確認及び適正な管理についてのお知らせを同封して適正な管理を促しているところです。

なお、令和4年度末の空家等の件数については271件となっておりますが、この件数については空家等対策の推進に関する特別措置法第2条で、空家等とは建築物又はこれに付属する工作物であって住居その他の使用がなされていないことが常態であるものと規定されていますので、車庫や物置き等を含んだ件数となっております。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 空家だけではなくて土地もそうですが、今ラピダスの工場とか住宅とかで大変需要が高い時ですが、追分地域は工場設置というよりも建設というよりも社員用の住宅として提供するには本当に住みやすい良い地域だと思うのです。そこでラピダス関係者の住宅としての情報を提供しているのかどうか、6月議会で問い合わせがあると言っていましたけど、その後決まったことはあるのかどうか。町としては今後この大事業に対してどのように取り組んでいくのか伺います。

[渡邊政策推進課長挙手]

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） ラピダス関係なので私の方からご答弁させていただければと思います。昨年の発表以降、我が町も当然ラピダスに関連する

という町で、当初このお話をいただいた時から建設主体である鹿島建設様などにはすぐに情報をまとめた資料、これは安平町4地区の土地利用を含めて情報提供をさせていただいています。一部建設関係の方で土地利用をいただいているのが3件、4件ぐらいあるかと思っておりますが、引き続きラピダス並びに鹿島建設様、関連する企業様含めて情報発信だけはきちんとやっていきたいと思っておりますし、そのように対応もしているところです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 建設会社からと言いますが、隣町だったら町をあげて職員、町長自らが住宅地として選んで欲しいと手を挙げていると新聞に載っていましたが、そういった働きかけというのはどのようになっているのか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 直接的にというか安平町としては今一番大きな母体であります鹿島建設様の方に安平町の議会の説明というか勉強会の中でもご説明させていただいた資料を持ちながら、同じようなものを提供させていただきながらまず提案しております。当然安平町、住居地でいきますと早来の北町だと約10分程度でラピダスの工場に辿り着くところ。それ以外でも追分、安平、早来、遠浅は最高でも30分ぐらいで工場まで辿り着ける一番立地的には良い場所にある安平町なものですから、そういった地の利を活かした情報発信というのは事あるごとにさせていただいておりますが、なかなか相手があるものですから今リクエストは企業様からお話をいただいているのは町の民間の敷地も同じなのですが工場の現場の用地として資材を置いたりというリクエストが今多いのかなと思っております。25年になりますとパイロット棟が動くということで既にご案内もされていることかなと思っておりますが、現実的には27年の量産棟を安平町としては一つ念頭に置きながら各方面への情報交換ですとか情報発信をさせていただいているところで進めています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 近隣の町での話は私も知っていますが、安平町においてはラピダスの前からある一定程度のそういった場所を確保して、そこに住

宅地だったりアパート建設の推進も助成事業しながら行ってきました。それが実を結んで今安平地区だったり、早来でもアパート建設が少しずつ広がっているところです。米川議員がご提案いただいたようなことも以前から我々も検討しています。子育て世帯に無償というわけにはいきませんが、ポイントあびらを付与したり、そういったことをしていきながら移住定住を図っていくことはしています。また、これからラピダスの情報については先般、先月ですが千歳・苫小牧地方の拠点都市の地域整備計画の協議会が対面で行われましたので、そういった総会の中でも今渡邊課長が説明したようなラピダス関連での情報の共有だったり提供だったり、その協議会の中でそれぞれの地域の役割というところも分担していきながら情報共有を図っていくという話もさせていただいています。今日はラピダス関連の質問というところでは事前にいただけていませんでしたから詳細は申し上げませんが、そういったところは定住自立圏の苫小牧市を中心とした1市4町の中でも協議をさせていただいているところです。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 追分地区でも1000人以上人口が減っている中でラピダス建設は絶好のチャンスだと思いますので、人口増と活性化に向けた対策を早急にいろんな方法をもって手を打っていただきたいと思います。

時間がないので次に移ります。景観に配慮して観光客を呼ぶ対策を考えてはどうかということで。まず、安平川の水路が狭くなっていますけど、あれは木とか雑草とかを取り除かなくてもいいのでしょうか。大雨になった時に、倒れた時に川を塞いで溢れるという心配はないのかが1つ。

それからエキスプレスを撮影しに来た人、何年か前に今ほど木が大きくなっていない時に川の様子が風情があると言って写真を撮っていましたのでね。だから観光の名所とまではいかないけど惹き付けるものがあるのではないかなと思いますので、安平川のもう少し水の流れが十分にはできないのかどうか簡潔にお願いします。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 簡潔はちょっと難しいかなと思いますけれど、追分市街地の中心部を流れる2級河川安平川は平成5年頃から洪水を防ぐ機能を確保しつつ豊かな自然環境を保全、創出することを目的に多自然型川づくりを北海道と進めてきました。多自然型川づくりは国が平成2年からパイロット的に実施してきたモデル事業で平成18年からは本格的に全国展開して

います。北海道は平成5年より単独費をやりくりしながら実施してきたこともあり平成27年に完成しています。通常河川は低水路と呼ばれる川底部分を流れているのですが、多自然型川づくりとして低水路を1m程度掘り込み、低々水路として約1km区間を蛇行させ、自然石を使った親水護岸や魚類の住処となる魚巢ブロックを設置し町道から川へ降りる階段やスロープ、川を飛び渡る飛び石なども設置しています。それらを利用して毎年灯籠流しが実施され、その他まちおこし研究所や建設協会のご尽力により環境整備や川の浄化、稚魚の放流など様々な事業が行われ多くの町民に親しまれてきました。また、町民が主体となる事業のサポートとして町は低水路の草刈などを行ってきました。現在は様々な諸事情により町内の事業が縮小していますが、追分小学校4年生を対象とした安平川の環境や水質に関する学習活動などの取り組みも行われているところです。河道内に生えている樹木は自然に生えてきたものですが、安平川は全域にわたって樹林化していることから流下能力に影響を及ぼす樹木から処分していただくよう北海道に要望していきたいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ぜひ要望してください。それから私はいつでも一般質問する時は提案型で質問していますので、最後にひまわり畑、ラベンダー畑を支援して菜の花以外でも観光客を呼び込むような事業を創出してはどうかという質問になっていますが、これについての答弁は間に合えばお願いします。

[村上総合支所長挙手]

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 菜の花については15年ほど前に農家の有志の方々が研究栽培を開始し、その後、作付けや菜の花関連商品の開発などに取り組みまれ徐々に知名度も上がり、町もその時々に必要な支援策を講じ、今では5月中旬から6月上旬にかけて町の大きな観光資源の一つとして認知されていますが、このことは作付けされている農家の方々のご尽力と町民皆様のご理解の賜物だと考えています。このように観光資源の総出や定着には長い年月を要し、関わる方々の膨大なエネルギーや周囲の方々のご理解とご協力が必要なこともあり現段階で花を資源とする新たな事業の創出に取り組む予定はありませんが、観光行政は今後も継続していきますので将来的かつ長期的視点での参考意見の一つとしてさせていただきます。

○議長（多田政拓君） 以上で2番、米川恵美子議員の一般質問を終わります。
次に4番鳥越真由美議員の一般質問を許します。

【通告No.2 4番 鳥越 真由美】

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 4番鳥越です。今回はあびらチャンネルについて質問させていただきます。あびらチャンネルは操作しやすいテレビという媒体を利用していることにより幅広い年代で視聴されています。番組制作においては様々な制約の中で作業が進められていると理解しています。そこで市民のニーズに応えられる番組の作成などにおいて今後の見通しと考え方を質問していきたいと思います。

1つ目として、あびらチャンネルにかかる経費についてお聞きします。

（1）文字情報いわゆるデータ放送も含めた全体の経費を教えてください。
それから2番目の映像放送のみにかかる経費も併せてお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず、あびらチャンネルにかかる全体の経費について令和5年度の決算ベースでご答弁を差し上げたいと思います。あびらチャンネルの放送運営にかかる経費ですが全体で2442万2654円となっています。その内訳としては番組制作にかかる出張旅費が1000円、消耗品の購入とか電気料また設備の修繕など需用費が137万4001円、ネットワーク識別登録管理用やテレビホワイトスペース等利用システム運用調整費、またドローンのライセンス更新料及び保険料など役務費が17万8433円、設備の保守、番組の制作、気象情報の提供など委託料については2126万9160円、電波利用料や著作権使用料などの使用料及び賃借料が31万9770円、受信対策工事などの工事請負費が128万290円となっています。このうち映像放送のみにかかる経費としてはこの中の委託料の中に番組制作業務委託料がありまして、これについては1136万9160円となっています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） そうすると全体が2442万2654円。映像のみが1136万9160

円となると、データ放送、文字情報ですね。映像以外にかかる分が1305万3494円でもいいかというのが1つ確認と。それから工事請負費が約130万かかっているのですが、大体毎年なのか何年かに1回なのか、どのぐらいの頻度でかかっているのか、わかる範囲でお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 先ほど答弁しました2442万2000円、全体のうち番組の制作にかかる部分が約半分、1136万9000円です。残りの半分近くについてはデータ放送というより設備の保守が一番大きなものになっていまして、これは番組の放送をするための設備、サーバーとかアンテナとかそこら辺の設備の保守点検の部分が一番大きなものになっていまして、これの令和5年度の決算としては924万円が設備の保守の委託料となっていますので設備の部分が一番大きな部分になっているかなと思います。

データ放送ですが、dボタンを押した時に出てくる内容についてお金がかかっているものとしては天気予報がデータ放送の中にあるのですが、これの委託料が66万円かかっています、他のお知らせとかの文字情報はホームページに連動しているものですので、職員が自前で制作しているものになっています。

次に受信対策工事費なのですが、これはアンテナの向き等によってあびらチャンネルの映像が入らない場合があります。基本的には通常のテレビの電波は大体札幌方向から受信をしていますので、そちらの方にアンテナが向いていると思うのですが、あびらチャンネルのアンテナの場所によっては違う場所向いているのであびらチャンネルが見られないといった場合にあびらチャンネル用のアンテナを付ける。そのための受信対策工事というのを見ています。これについてはそれぞれのお宅によって工事費は変わってくるのですが、大体平均すると6万前後ぐらいかかってくるというところで、年によって件数が変わってきますが、参考までに令和5年度の実績ですが16件のお宅の工事を実施しまして77万4000円かかっている決算となっています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） わかりました。

次に行きます。文字情報いわゆるデータ放送の内容についてお聞きします。更新されていない部分の理由と今後の見通しを教えてください。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 文字情報の更新されていない部分ということで、テレビのリモコンのdボタンを押した時に出てくるデータ放送の部分があります。その中に議員がおっしゃるとおり、ずっと押すと準備中となっているものがありました。また、他のところに関しても内容が古いまま更新されていないものも正直ございます。先ほど申しました準備中の部分はdボタンを押した時に出てくる赤いボタンを更に押すと「あびらなう」という項目がありまして、そこを押すと現在運用開始に向けて準備中という表示が出るものになっています。この更新されていない理由また今後の見通しということですが、これについては今後どのような情報を載せるかの検討が当初からなかなか進まずに今日に至ってしまったということでそのままになっています。

ここの部分に関しては今後、現在の状況に合わせてどのように有効活用していけばよいのか担当の中でも協議するとともに、場合によっては先日立ち上げましたDXの推進のワーキンググループを庁内に立ち上げましたので、そこからアイデアや意見などを貰うなどして改善をしていきたいと思っておりますが、それが決まるまでの間、まずは早急にボタンの部分とか表示を誤解のないような変更をまずしたいと思っております。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 時々確認するのですよね。今度は更新されているかなって。これずっとなのですよね。「あびらなう」っていうやつは、ずっと準備中のまま10年以上みたいところがあるのではないかなって。

あびらチャンネルを開始するにあたって、そもそも前瀧町長がおっしゃっていたのが紙ベースの広報がどんどん増えていって、それを解消する1つの役割としてあびらチャンネルを活用していくのだと言っていたと私記憶しているのですが。しかし、例えばその町からのお知らせというデータ放送の中で更新されているものと例えば健康福祉課は更新されているとかいろいろあるのですが、先ほど言ったあびらなうは、ずっと多分最初から準備中なのではないかって思うのですね。

私が例えば今移住してきたり久しぶりに帰ってきたなと思ってデータ放送を見た時に、あびらのみどころってあるのですよね。それが特産品、宿泊、温浴施設とかすごく素敵にいっぱい項目があるのですが、ほとんど更新されていなくてですね。飲食店に至ってはもうお止めになったお店が半分以上あるのではないかなという気がします。

先ほど予算というか経費を聞くと、イメージでは映像の方にかかっている

のではないかと思うのですが、この部分にはあまりかかっていないかもしれないですけど、結構文字情報って最初の思い、広報紙の代わりだったり情報を届ける媒体としてあるはずなのですが、なんで職員が変わっていったからなのか、誰もあれはチェックしないのか、何で今ああいう状況なのかをもう1回確認させてもらっていいですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず先ほどあびらチャンネルの当初の目的というか瀧町長のお話も出ましたが、これまで何度か例えば広報紙の質問とかで私も答弁を差し上げましたが、基本的なスタンスとして広報紙の方はこれからやる予定のお知らせ的なもの。以前は広報紙でも取り上げていた行事ですとかこういうことがありましたという映像として届けたいところでの棲み分けを基本としています。

広報紙、ホームページが連動したあびらチャンネルのデータ放送の部分でお知らせを載せていますが、あびらなうと今ありましたあびらのみどころが更新されていないと、これは議員のおっしゃるとおりです。私も当時のことを調べたのですが、まずあびらなうについては当初どのようなことを想定していたかというところがありましたので、町民同士の交流の場としての、例えば町民の方からメール等で安平町でこういうことがありましたというメールやお手紙でもいいですけども、そういったものを貰ってそれをそこのあびらなうのところにどんどん掲載をしていく、町民同士の交流の場として目指していた内容になっています。意見を貰って職員がそれを入力するので2、3日後にタイムラグがあるのですが、現在のX、旧ツイッターのような使い方を想定していたことがわかりました。ただ、先ほど申したとおりタイムラグがあるというのと町職員の手間もあってこれが進んでこなかったのかなということがわかってきましたので、今後については先ほどご答弁したとおり別なもの、せっかくあるボタンですから何か有効的な活用方法が活用したいということで今後考えていきたいということと、あびらのみどころもおっしゃるとおり古い情報がありますので、これについては職員の方が自前でやっているものなので、早急に解消していければと思っています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） あるのかなというお店が掲載されていると、無いんだみたいな感じに結構なっているので、そこは早めに変えた方がいいかなと思っています。

次3番目に行きます。番組制作についてです。プログラム決定のプロセスとイベントや町民活動などの情報収集の方法、制作のスケジュールとそれに要する時間、そこまでお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） あびらチャンネルで放送している番組については大きく分けて、先ほども申しましたが町内で行われたイベントや行事などを取り上げる出来事の番組と、町内の様々な取り組みというのを題材とした特別番組と我々呼んでいます、この2つがあります。

制作のプログラム等の決定なのですが、出来事については月1回開催されています庁内会議の中で次の月の行事予定表が出されますので、それに基づきまして、それをもってこれも毎月開催していますが受託者と定例での打ち合わせを実施して、その行事予定表の中でどれを取材するか決定しています。その行事予定表以降に打ち合わせ以降に開催が決まったイベントがありましたら、これも取材した方がいいというものがあればそれは随時協議をして取材に行ってもらおう対応を行っています。

特別番組についても先ほどの定例打合せの中で内容を決定していますが、これについてはどのような取り組みを題材にしたらよいか、どのような内容や番組にしたらよいかを我々だけではなく受託者の方からも意見をいただきながら決定しているところです。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 結構取材しているところを見たりとか、編集しているところを見たりとかも見ていて、受託者においても映像1つ作るというのは本当に大変なんだなというのはすごく感じています。せっかく作ったものなのですが、今の例えば半月スパンというか1日から15日、16日から末までというそれが町民の方から長いのではないかと。映されて楽しんでいる方はそれぞれだとは思いますが、あれを例えば1週間スパンとか4分の1ずつというのですか。もう少し短いスパンでできないのかどうかの確認をします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 制作に要する時間は後ほどあるかなと思うのですが、現在大体1時間の番組を月に2回放送しています。なかなかこの1時間

の番組を作るのにも結構な、作る制作側の時間もかかりますし、それを納品してもらって我々が中身をチェックする時間もかかっています。現在のペースがその1時間の番組を流すにおいてはちょうどいいと言ったらあれですが、1時間、月2回が現状の体制とやり方に合っている状況になっています。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） 作るのが大変なので、次制作するまでは時間がかかるというのは当然かなとは思いますが。
では次ですね、（4）の制作における課題をまずお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 制作における課題と申しますか直近で改善に向けて検討している事項になりますが、先般受託者の方でこれまでに制作した番組の傾向を分析していただいたことがありました。その結果、高齢者の方を扱った番組がお子さんですとか子育て世代、全体に向けた番組に比べて少ない状況であることがわかりました。このことからまずは我々としてはこれを課題と捉えていまして、より幅広い世代に向けてバランスの取れた番組構成となるように、より一層町内のイベントですとか町民の方の活動という情報収集するべく全職員に対して先般庁内会議等を利用して情報の提供、イベントの開催案内とかがあれば情報が欲しいという依頼は改めて行うとともに今月号広報の方で折り込んだのですが、全世帯に対してアンケート調査というのを実施しまして、その中で様々なご意見とかデータをいただいて、これら収集した中で今後に向けて改善をしていきたいと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） やっぱりいろんな課と連携していかないと。課だけではなくて例えば社協だとか情報のアンテナが立っていないと制作するにあたって欲しい情報が入ってこないのかなとは思っています。
次に行きます。町民から要望されています議会中継の録画放送を実施する際の課題をお聞きしたいと思います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 議会中継の録画放送についてはこれまで何度かご質問がありまして、機器にかかるハード的な部分と議会中継の映像の編集にかかるソフト的な部分での課題をご答弁差し上げてきたところです。こちらについては改めてご説明申し上げますと、まず機器に関する部分ですが、現在新番組と再放送合わせて2時間分の番組のデータをあびらチャンネルを発出する映像再生装置というものがあるのですが、そこに保存して2時間の繰り返し放送を行っています。議会の中継となりますと1日につき朝10時から夕方5時まで昼を抜いて6時間あると。その分のデータとなりますが、現行の映像再生装置ではこれに対応できない、容量が足りないため、この時間に対応した機器に交換するためには当時約800万円かかるということでお答えをしていたかなと思います。

また、映像の編集等にかかるソフト的、人的な部分に関してですが先ほど申したとおり1日に6時間ある議会の中継、この内容を全て確認して更に編集をしまして、その完成したデータを、担当者は今私含めて4人いるのですが、この4人の担当者が全てチェックをするという時間的な部分。また、例えばそれをまとめてではなく、1時間の番組に分割して現在の再放送の枠に充てた場合、2日間の議会であれば6時間の2日で12時間の議会ですので、1時間に分割すると12回分の放送枠が必要となりますということになりまして、先ほどもありました番組を月に2回更新しているという現在の基準でいくと全て放送するのに6か月かかる計算となると。その更新の頻度を上げるとなると先ほども答弁しましたが、その都度編集の作業とか映像再生装置にデータを上げる、入れ替える作業が頻繁に発生することから現行の人員、体制では厳しいというのが課題である認識です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） この部分は町民の方々から何人か、以前は1人とかだったのですが増えてきたのでご意見が。議会中継というのは誰に向けてやっているのかと言われまして、平日しかまずやらない、その時は現役世代は働いている。なのでしっかり見てほしい世代に見てもらえていないのではないかとおっしゃられて、であれば夜2時間枠とかで、例えば今9月議会をやっていますので10月から1週間とか。先ほどの答弁を聞くと半年やるのかというちょっと難しいのかなとは思いますが、何か今わりとYouTubeの配信が見られるのだからそっちで見てくださいというのものもあるのかもしれないですが、せっかくあるあびらチャンネルを使って何かできないのかなとはすごく、必要な人に必要なことを届けていけないのかなって。できな

い理由は先ほどお聞きしてわかったのですが、何かできる方法ってないのかなと思うのですが、もう一回聞きますけど。答えられますか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 私もこのご質問、今回受けたのと以前から議会の中で聞いていた時に、自分が担当になるまでは当然この議会中継、例えば既に放送されていますのでこのデータがある、編集機器もある、それをただ分割するなりそのまま放送すればいいのかなと。悪く言えば安易な発想でいたのですが、実際担当になっていろいろしてみると制約とか機器的なもの、ソフト的なものの制約がありまして、いろいろできる方向で考えてみたのですが、先ほど申した課題がありますので、ここら辺の課題の解消のためにハード的な部分、体制、人的な部分が解消されないとなかなか厳しいかなと思っています。当然議会中継は生放送はしていますし、後ほどおっしゃられるとおりインターネットであります。後ほど見られる。また、議会だよりで内容も見られるということで、家で気軽にチャンネルを変えて夜見られるのが一番理想ではありますが、情報を知る手段としては他にもあるところで、この課題がまず解決されなければなかなか厳しいのかなという考えでは今います。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） わかりました。私そういうの苦手なのでよくわからないのですが、データをクラウドというところに納めておいてそこから引っ張る簡単なことではないということだけはわかりました。

では、次に行きます。町民の映像持ち込みに関する条件、それから合わせて町民及び団体が映像作成する場合、技術的な支援がいただけないものか。その可能性を伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず映像の持ち込みに関する条件ですが、放送法に基づいて制定しています安平町のあびらチャンネル番組基準がありまして、映像の内容についてはこの基準に基づいて制作また放送をすることになっています。ただし、この基準の他にも例えば放送できる番組の長さとか、その他具体的な調整も必要になるものがありますので、条件ではありませんが

実際には担当者と打ち合わせをしながら協議、確認しながら進めていくことが条件というか実際のやり方かなと思っています。

また、今後の映像等作成する場合の技術的な支援の可能性ですが、これまであまりそんなに多くの件数はないですが現行の体制においてもそういった話があれば出来得る限りの支援はしてきたかなと思っています。ただ、来年度に向けてあびらチャンネルに関わる体制の強化していくよう現在検討しているところですので、体制が強化できれば先ほどの技術的な支援も含めて町民の方や団体、映像作成のこのルールづくりを進めて支援ができるかなと現在考えているところです。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） あびらチャンネルって見なくても困らないのですよね町民は。だから入りづらいしとか、入らないけど役場に電話するのも面倒だから天気の悪い日だけ入るんだよねとかっていう町民の方もいらっしゃるのですよね。でも広報紙だけでは伝わらないことがあって、テレビだから伝わって映像で入ってくると結構こういうことやっていたんだねとかこうなんだねっておっしゃるので、世代が上になればなるほど必要なかなと思っています。例えばタクシーがここ近年半額じゃないですか。すごく知っている人はちゃんと利用して活用されているのですが、本当に喜んでいるのですが、まだまだ知らない人がたくさんいまして、そういうことが例えばデータ放送に書いてあるとか、そういうことが書いてあるんだよと誰かが言うと、やっぱり自分も見なきゃとなっていくような、必要な媒体になってほしいなとはと思っています。

この間、道新の9月13日付けの朝の食卓、皆さん見られたかもしれないのですが、この人は広報の地域おこしから移住から定住されて自分で起業されている方で、多分津別町と連携している方みたいなのですが、何をどう伝え残すべきかいつも地域の広報番組として考えていると。僕が伝えたいと思うことは希望だって。映像では町内外の人に地域のどんなことを知ってほしいか、映像ならではの表現のメリットは、とか書いてあってこの方のY o u T u b eとか見させていただいたのですが、こんな楽しいことやっているんだなってすごく伝わってくるのですよね。だから今、委託会社に委託されていると思うのですが、職員も限界があるでしょうし、委託会社もそこが専門かという、そこはだんだん技術も上がっていると思うのですが、例えば地域おこし企業人みたいながつつり1回活用できないものなのかなとは思っていますけど。方向性としては、可能性としてはいかがでしょうか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 番組の内容としまして先ほどの答弁でありましたが、見ている方というのは我々も高齢者の方というのが多いのかなと思っ
ていまして。ただ、割合的に現在高齢者の方の番組が少ないと認識をしてい
ると。これは我々もそうですし、受託者の方も思っていることで、ただ、なか
なかそういった行事とかイベントの情報というのが今まで我々がそんなに
聞いてこなかったというのものもあるのかもしれないですが、少なかったのもあ
るということで今後情報をいろいろ聞いていきたいと思いますところと、体
制の強化、来年度に向けて検討というお話もしましたが、これがまさに地域
おこし協力隊員を先月役場内の募集があったので、来年度に向けてあびらチ
ャンネルの担当として地域おこし協力隊を担当として要望したということ
で、そこら辺の体制の強化を図ると同時にそういった方がいればいろいろな
番組の制作も強化していけるのではないかと現在進めているところです。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 最初の方でも言ったのですが、そもそもあびらチ
ャンネルって広報紙が増えていかないように、いろんな団体はチラシを、増えて
しまうから駄目よということに今なっているのですね。なのだけど広報紙だ
けは必ず月2回配布されている。その広報紙の一役になるように、団体がチ
ラシを出さずとも活用していけるような便利で使いやすい媒体になってい
ってほしいなと思って私の質問を終わります。あ、はい。お願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 個別具体的な質問の答弁は池田参事の方でさせていただ
きました。今副町長とも聞いていたのですが、従来例えば循環バスといった
PRはあびらチャンネルの中でもコマーシャルみたいな形で入れていまし
たが、例えば広報紙のような形で広告料みたいな形、お金を取ってそういう
ふうに、公共放送と言いながら民間でいうコマーシャル的なことを、例えば
ハイヤーだったり他の業種もそうですがルールと仕組みは必要だそうです
が、あとは時間の制約、2時間番組でいけば最大12分間というルールがある
そうですが、そういった中で何かPRすることによって先ほど例に出してい
ただいたハイヤーの利用促進につなげるだったり、例えばうちで今JR利用
促進でいろんな団体さんにウポポイに行っていたり、炭鉄港に行っ
ていただく時に負担分を出してあげているということも含めて、今団体のPR

の話もしましたから。あのあびらチャンネルデータ放送を構築したのは既に10年ぐらい前の発想、あれは最先端、今でも結構そこは進んでいるなどまだ思いますが、いずれにしてもSNSだったり様々な、先ほどのXだったりインスタだとかいろんな発信ツールが揃って来たので、それに不便さを感じない部分があるかもしれませんが、当初そういった目的でやってきた部分が活かされていない部分があって、それをきちんとまた検証しながら更に今見直ししていきますという答弁をさせていただきましたので、今いただいた様々なご意見。ただ、先ほどの機械の更新とかいろんな人件費含めて相当多額にかかるのも事実なので、ご家庭でビデオを録画してそれを見ることも当然可能なわけですよ。自分であれば他の町の議会中継を見る時にはYouTube見たりホームページを検索したり録画放送を見たり、様々な方法で公開しているところが今増えてきましたが、そういった方法で安平町でも見られるようになってるので通常の他の自治体と同様のことはまずできている。更にそれを住民の方のサービスをいかに向上させていくかということになるので、そこら辺もう10年経って今このあびらチャンネルの在り方だったり、使い方、そこのご指摘もいただきましたので今アンケート調査も徴取していることですから、今いただいた意見も踏まえながら良い形でリニューアルできればいいなと考えています。

○議長（多田政拓君） 以上で4番、鳥越真由美議員の一般質問を終わります。ここで14時55分まで休憩とします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を始めます。8番、箱崎英輔議員の一般質問を許します。

【通告No.3 8番 箱崎 英輔】

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） では箱崎英輔の一般質問を始めたいと思います。はじめ

に追分公民館の利用率向上に向けて伺います。現場のスタッフや町のサポートによって改善の方向に向かいつつあります。しかしながら、まだまだ改善していただきたいところもありますので、その辺を質問させていただきます。

まずはじめに各公民館などにWi-Fiが設置されたことによって町民の方々の利便性は向上してきていると思います。しかしながら、ZOOMなどの双方向性ができない。場所によっては他のSNSもつながらないなどの不具合があると聞いています。Wi-Fiの利用に制約があるというのはそのとおりなのでしょうか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 昨年度、町内の公共施設に導入しました安平町フリーWi-Fiに対するご質問ですが、いずれの施設においてもセキュリティ上メールアドレスを用いた認証と1回の認証で接続できる時間を4時間に制限をさせていただいていますが、その接続先ですとか特定のアプリに対する制約というのは一応設けておりません。

ご質問の追分公民館の場合、全館Wi-Fiをカバーすべく12台アクセスポイントを設置しています。場所によっては壁とかの関係で電波が弱いところがあるかもしれませんが全くつながらないということではありませんので、先ほどご質問にあったSNSやZOOMの双方向性の問題がありましたらWi-Fiではなく他に原因があるのかなと思われまますので、後ほど個別にご相談いただければそこら辺の調査をしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 私の方もそんな20人も30人も言ってきたわけではないのですが、数人の方々に聞かされて実際に私もやってみました。やはりつながらないと。なんでだろうかと追分公民館の裏側が山になっているからなのか時期的なものなのか。ただ、これが早来学園になるともの見事つながって実際やっていらっしゃいますよね。オンライン学習だったりいろんな懇談だったり。そういうことがあるのでちょっとその辺は検証していただきたいかなと思います。というのは、これからの社会教育というか生涯学習計画も後でお聞きしますが、このWi-Fiというのは常とう手段になってくると思うのですよね。これ若い世代だけでなく、今人生100年時代と言われて長い人生の中でこれから高齢化していきます。そうすると社会的な事業に参

加することはとても重要なことだと思うのですよ。私もこれいろいろ調べながら見たらフレイルドミノという言葉にぶち当たるんですよ。これ私が言っているのではなくて厚生労働省とか時の政府がお願いして作り上げた公益財団法人長寿科学振興財団というところのホームページに、社会とのつながりを失うことがフレイルの最初の入口になると、いわゆるこれをフレイルドミノという定義があるのですよね。なのでこの辺のところがあるということと、科学的根拠が示されているということと、事例として実際にやっているのでしょけど追分公民館で会議とかサークルをやろうとした場合に、太鼓でもいいですよ、踊りでもいいと思うのですが、そういうやりたい気持ちがあっても高齢者の方でしたら冬の場合、寒さや雪などの気象、運転免許証を返納した方、そういう方々があそこまで足を運ぶのは容易ではなかった場合。また、子育て世代であれば子どもが急に熱を出しちゃったと、これよくあることですよ。配偶者が仕事から本当は4時か5時に帰ってくると言っていたのに帰って来られなくなったと。いろんな状況があると思うのですよ。そういう中での現地での参加が難しくなったりすることがある場合にWi-Fiがあって、ZOOMだけではないのでしょうけれども、そうやって参加したり、会議の場合だったら本人が家事で忙しかったり、子どもの世話で忙しかった場合は私言うまでもなく皆さんおわかりのとおり映像を消して音声だけ聞いておくこともできるわけですよ。そのような意味からもぜひ環境整備をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 今回のご質問をいただいた後に、この庁舎の中にも同じフリーWi-Fiを設置してしまして、担当の方にこういった質問の内容の話をしたところ、総合庁舎の中のフリーWi-Fiを使ってZOOMを接続してみたのですが問題なく使えたということがありました。追分公民館とか他の公民館での検証はまだ行っていませんので、そこら辺は今後検証して、もし不具合があれば解消したいと思います。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ぜひ、ご検討のほどよろしくお願いします。

次に進ませていただきます。これ追分公民館だけではないのですが、追分公民館の利用向上に向けてと銘打っていますので、厚真町、むかわ町などの近隣する町と連携して相互に使用料を減免するなど検討することはないのですかということですが。これ追分公民館、私も聞いて見に行ったところなの

ですが、玄関入口左側の下の方に東胆振5町共同利用施設と書いてあって、当時の厚真町、追分町、早来町、穂別町、鶴川町が協議会を作って建てましたというところがあるのですが、こちらの方も考えるきっかけになったのですが、これらと連携して減免など利用することができないのかと。そういうことを検討することができないのかを伺います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 使用料に関する近隣町との連携については過去に東胆振3町において各町の施設を町民料金で利用するという取り組みを協定を締結し実施していましたが、現在はその取り組みは他町の申し出により終了していますので改めて使用料を減免しながら連携していくことは難しいのではないかと考えています。

ただし、現在は苫小牧市を中心とした東胆振定住自立圏共生ビジョンにおいて各圏域の生涯学習施設に関する情報共有を行い住民への周知に努めるなど生涯学習機会の充実に取り組むこととされていますので、これらの取り組みを通して近隣町との連携を図っていきたいと考えています。

[箱崎議員挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） その点についてはわかりました。苫小牧市を中心とした東胆振定住自立圏共生ビジョンの下にやっていくということなのですが、とは言いながら安平町、厚真町、むかわ町に関しては行政区分でもそれぞれお互いに享受してやっている歴史的な経緯もあると思います。それと子どもの数だけでなく人口そのものは先ほども出ていましたが、減少することによって各スポーツ団体、文化団体というのは町独自では完結できない場合も出てくると思うのですよね、もう実際出てきていると思いますし。そういった意味で行政とか消防とかごみとか下水道とか広域でやっていることはやっていると思いますので、できるだけ行政の中でも違和感なくやっていると思いますのでその時が来たらぜひ検討していただきたいと思います。例を挙げれば十勝という、よく観光では出されるらしいのですが十勝というと1市16町の町、2つの村で構成されているイメージがあるのですが、何も1市だけが勝っているというわけではなくて周りの16の町も一緒になってやっているというイメージが強いらしいです。その反面、胆振はどうなのかという。苫小牧はやっている、白老はやっている、室蘭はやっている、各バラバラにやっているイメージが強いらしいのは1年前ぐらいに出たフォーラムの中で大学の先生が言っていたので、ぜひぜひそのイメージの払しょく先駆

けになるようなことができたらいいのかなと思います。

次に移ります。まなびおなどで使用されているあびらシェアのような電子化での申込みはできないのでしょうか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 社会教育施設の利用申請の電子化については現在検討しているところではありますが、まなびおで使用されているあびらシェア、更にはこれからスポーツセンターや町民センターで導入することとなる予約システムにより他の施設の利用申請も可能となりますので、その施設の利用実態に適したシステムを活用し、利用申請の電子化を進めていきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ということは、追分公民館も近々若しくは来年度から電子での申し込みができるという認識でよろしいですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 実施年度は現在検討中ですが、追分公民館、その他遠浅、安平含めて電子申請を可能にできるような状態にもっていきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 例えば今、まなびおで使っているパターンとまた町民センター、そちらが違うシステムを使うとなった場合に、ちょっと検討するまで待ってくれという形にもなろうかと思うのですよね。追分、安平、遠浅の公民館はじめ他の公共施設。これもしできることをできるだけやっていただきたいと思うのです。というのはGoogleフォームで申し込んでも可能となればすごくハードルは下がりますよね。広報紙にQRコードがある、URLがある、そこから申し込んでとりあえず申し訳ないが他の公民館についてはまだ検討すると。できるだけ効率よく導入したいので、そういうふうにできないのかと。Googleフォームがあればできると思うのですが、そ

の辺の検討はいかがですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 予約に関して、例えば申請の電子化に関してもシステムがいろいろあって利用者が混乱するということは議員がおっしゃられるとおり一番避けることかなと思っていますので、その辺の工夫ができないか、又はご提案があった方法についても検討しながら利用者に不便をかけないような方法で電子化を進めていきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ここだけの問題ではないのですが、全てにおいて私、別に町の職員の方にもっと手をかけろと言っているのではなくて、これから何のためのICTってなると、ICTで空いた時間を本当に手間と時間をかけなければいけない人たちがいらっしゃるわけだから、そこにできるような体制を作っていただきたいという趣旨で質問していますので、その辺ご了承くださいたいと思います。

次に進みます。あびらチャンネルにおいてですが、こちらの方は少なくとも（2）については削除とさせていただきたいと思いますが議長、それよろしいですか。

○議長（多田政拓君） はい。さきの質問の中で答弁が出ていると理解してよろしいですか。

○8番（箱崎英輔君） はい。

○議長（多田政拓君） 了解です。

○8番（箱崎英輔君） はい、では進めます。（1）の検討事項の結果ということなのですが、こちらについてもほぼほぼ先ほどの答弁の中に入っていると思いますので省略させていただきます。ただ1つだけ伺いたいのは、前回の答弁の中に、これは放送法に基づいて制定された安平町チャンネル番組基準という形があると。あびらチャンネルの放送に関する規範を示したもので、いわば放送番組を製作する時の基本原則というものですと。何が基準になっているのかとなるとNHK又は民放の番組基準を参照しながら現在放送に至っているところですか。こういう枠組みについては確認したいと思いますが、これで間違いはないですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 議員のおっしゃるとおりで、NHKを基に基準の方を設けているということです。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 私も以前聞いた時に勉強不足で知らなかったのですが、知らなかったというか調べていなかったのですが、放送法、こちらの方は目的として、この法律は次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とすると。あとは3つあって、放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すると。放送の不偏不党、事実及び自律を保障することによって、放送により表現の自由を確保すること。3番目が放送に携わる者の職責を明らかにすることによって放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。もう1つ、こちら日本民間放送連盟の放送基準という昨年5月24日に改正されているものなのですが、こちらと同じように放送にあたっては次の点を重視して放送番組の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送の持つ特性を發揮し内容の充実に努めるとあります。

それで1番目から言いますと、正確で迅速な報道、健全な娯楽、教育教養の進展、児童及び青少年に与える影響となっていますので、それから考えますと先ほどの安平町あびらチャンネル放送基準、番組基準、これを変更すれば先ほど鳥越議員が言った自由性が少し担保されるという認識でよろしいですかね。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） この安平町あびらチャンネル番組基準というのは、あびらチャンネルの放送開始後、平成28年4月1日に制定をしたものでして、その後見直しも特にしていないということです。今後見直しの方を現在の情勢に合わせた中でしていかなければならないのかなとは考えています。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。あびらチャンネルの番組基準の関係ですが、先ほど箱崎議員がおっしゃった4番目があるのですが、通

常でいきますと5番目ですね、節度を守り真実を伝える広告という部分をきちんと明確にしながら番組基準を策定、検討していくと。それは何かと言いますとCM、CMと言っていますけれども番組基準の中には広告の基準がありまして、その基準の中でも一番が時間です。その30分番組であるのであれば15秒を1スポットとするCMが10%、ですから3分のコマーシャルしか打てないという基準。それをコマーシャルを作る方の節度のある部分として真実を曲げないで誇張しないでという部分でのCMを作ってくださいと、このあびらチャンネルの番組基準に適すれば、今後先ほど町長が鳥越議員の中で検討するという流れの中で民放は放送権料というものでお金を取っていますがNHKは取っていません。ただ、その放送設備にかかる経費として雑入受けをするかどうか、これらを全体的に含めた中で検討していくのが今後だと思います。以上、補足します。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。そのような副町長の答弁を踏まえた上での提案なのですが、将来的にこちら町内所在の店舗や企業のPR、企業のPRについては先ほどの議員の質問に出ていましたので、特に店舗ですね。こちらに使用できるように検討できないのかということなのですが。確かにこれいきなり来年度からやりましょうって町だけではなかなかできないと思うのですよね。観光協会、商工会との調整も必要でしょうし、何をもって先ほどの枠、副町長が言われた枠組みをどうするのかという話もできると思うのですけど。ただ、これ今安平町というか追分地区もそうなのですが、現状を考えると新しいお店、特に子育て世代とか40代ぐらいの方々が店舗を構えていらっしゃる。入ってくる時には地域おこし協力隊だったり、いろんな制度で補助金を出したり。今度お店出しました。その後どうなるかとなるとコマーシャルの話が出てくると思うのですよね。これ逆にうちの近くにもお菓子のお店ができましたけども、確かに一旦インスタグラムというのを見ると載っていますよ。多分T i k T o kだったりXとかにも載っているのかもしれない。他のお店、若い世代の方たちはそうできていると思います。ただ、これ逆に高齢者の方がインスタとかT i k T o kをやっているわけではないと思うので、そうすると逆にあびらチャンネルを利用してそのお店のことを知る。なかなか新しいお店ができたからといっていらっしゃいと言って狭い店舗の中に入ると何か買わなきゃいかんぞって尻込みされる方もいると聞いていますので、ぜひぜひこのあびらチャンネルを利用して逆にそういうSNSをやらない方に向けての発信をしていただきたいと思います。その辺はいかがですか。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 現在のあびらチャンネルの番組基準によりまして、あびらチャンネルは公共放送であるということ。また、これまでの番組の放送の内容からも営業の広告とか宣伝になるような放送は今まで行ってこなかったということがあります。先ほどの副町長の補足、鳥越議員の町長のご答弁にもありましたとおり、あと先ほど私が申した基準の見直しも含めて今後やはり民間の力を借りなければいけない情勢にもなってこようかなと想定されますので、ただ、クリアしなければならぬ課題もあると思いますので、今後、将来に向けて課題として捉えて考えていければと思っています。

[箱崎議員挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） いろいろ今参事が言われたように課題、問題が出てくると思いますが、ちょっと前に進めようという意識がないとこのまま終わってしまうと思いますのでよろしくお願いします。というのは先ほど話したところだけではなくて、そういう店舗の方々が自分たちで主体性を持って何をしたいんだこの安平町で、どういうお菓子を出したいのか、どういう食事を提供したいのかっていうのをわかる良い意味でのことになるとと思います。それにこれ店舗の売上げが上がることによって安平町への税収も増えるという利点もあると思いますので、よろしくご検討をお願いします。

次に移らせていただきます。安平町デジタルトランスフォーメーション計画について伺います。令和5年8月に制定されたDX計画ですが、その進捗状況について伺います。今で1年を過ぎたわけですが、特に中でも本計画第2章2の（2）に示されている協働によるまちづくりの推進についてどのような取り組みをされているのか教えていただきたいと思います。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 安平町DX推進計画の取り組み状況ですが、今年度から新たに実施しているものとしては、小学生から高校生までを対象としたデジタル体験イベントを6月から8月の間、毎週木曜日に開催しまして、その中でプログラミングとか3Dプリンターによる作品の制作、VRの体験などを行ってまいりました。8月で終了したのですが、この体験イベントは9月から今度月1回になるのですが、また来年の2月まで実施をします。

その他、この体験から一歩進んだデジタルスクールというのを、これは小

中学生を対象として9月から2月まで毎週木曜日に開催をしまして、その中でデジタル技術を身につけ、将来的にデジタル人材になっていただく、それを育成する事業を実施しています。

それとこれから実施する予定ですが、スマホのアプリのLINEを活用したスマホ市役所システムというのを構築する予定です。その内容、予定している機能としては例えばAIが質問に回答するチャットボット機能とか、メッセージの配信、それを活用したアンケート機能とか、位置情報を活用した防災機能、電子申請の他、決済機能を搭載できる仕様となっておりますが、具体的にどのようなものを搭載するか、内容に関しては今後原課と協議しながら構築していく予定としています。

また、協働によるまちづくりの推進としては、5月に締結しましたスマートワーク推進プロジェクト、この協定に基づきましたリスキリング事業も開始しています。これはITのスキルを身につけてもらって自宅でできるスマートワークを実践してもらおう人材を育成していくプログラムになっていまして、半年間の短期のプログラムと3年間の長期のプログラム、この2種類を実施してこのプログラムに参加する方を募集したところ多数の応募がありまして、この受講者の方を先日商工会様のご協力を得ながら決定しまして、先日最初の第1回目のオリエンテーションを開催したところです。このリスキリング事業によって受講者が終了後、ご自身の都合の良い時間帯に学習の方はオンラインで学習してもらい、終了後はご自宅でスマートワークを行いつつ、また、このプログラムの中で得たスキルを地域の方に還元をしてもらいたいと。更なる地域の方にデジタル人材を育成していただきたい。そういうふうにつなげていくことを目的として目指して進めている内容になっています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 私が思っているよりもいろいろ町は取り組まれているのだなと思って感心しました。特にAIの出現によって大幅に変わってきているのが事実です。私たちの親の世代は月のうさぎさんに会いに行きたいというのがあって、それを実現したのがアポロ計画であって、僕たちが小さい時にはテレビ番組の中でこうやって向かって喋っている電話があったのですが、それがアイウォッチになった。でもこれからはAIなのでもっとすごいスピードで変わっていくと思います。それに対しての取り組みは素晴らしいと思います。また、スマホを活用した市役所システムと言うのですかね。他のどこかの市でスマホの中に役所があるというキャッチフレーズでやっていたと思うのですが、町民にとってはありがたいことだと思いますので、ぜひぜひ取り組んでいていただきたいと思います。

こちらの要望と言いますか、やっていただきたいと思うのは、今町内活性化して、それを7月だけでも私が知っているだけです、追分地区でやっているだけでも7月20日の土曜日に追分商人会による間借りビアガーデン、8月15日にはうちの町内会も独自で盆踊りをやったと。翌々日の17日土曜日にはいぶきで盆踊り、1週間後には遊育によるなつあそびDAY、翌日ひまわり音楽祭。9月に入ってから追分だけではありませんが、町内各地において八幡神社大祭と。7月の下旬から8月の頭ぐらまでこのぐらいの事業が行っていると。これを断片的に出されてもなかなか理解できないというか嬉しい悲鳴なのかもわかりませんが、これ以外にもたくさんあると思いますよ、私の知らないところでやっている福祉系の事業だったり。そういうものをある程度時系列的にやってもらえないか。いわゆるデジタルカレンダーみたいなものできないのかということがあれば、もしスマホであっても何かのところで見られるというところがあれば町民の方々などはそういう行事に対して理解できるようになるとと思いますが、その辺いかがですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 例えばGoogleカレンダーですとかホームページの中で日ごとの行事をお知らせしている自治体は、自治体のホームページを見中であるという認識をしています。現状、安平町についてはそのカレンダーとはなっていませんが、お知らせの中で周知を行っている状況です。確かに他の役所の、例えば週ごとですとか月ごとそれぞれで違うのですが非常に見やすい。また、逆に多すぎて見づらいという部分もあるのかなと思います。先ほど申したスマホ市役所になるのか、あとは現在ある町のホームページの改修に合わせてそういう機能を持たせるのかということはまだ考えていませんが、今ご意見いただきましたので将来的に進めていくようなことを考えていけたらなと思います。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ありがとうございます。こちらの方もぜひご検討いただけたらと思います。ただ、先ほども言いましたようにここに誤解があって、それを町がやってくればいいのになると総務課とか教育委員会がドタドタになってしまうわけですね。なのでこの辺も枠組みを決めて例えば教育委員会、安平町が後援に回っている行事だったらいいよとか。そういうような縛りをかけて自分たちでそこに入れ込む。できないという方もいらっしゃると思うのですが、そういう方は、とは言いながらも団体に必ず若い方も

いらっしゃいますし町の職員の方も町内会とか自治会に所属していますので、そういう方に聞きながらやっていけばいいのかなと思います。個人ごとで私なんかもよく娘とか息子に聞くと怒られながらそんなこともわからんのかと言われながら、やりながら覚えている状態ですので、それで何とかなるというところですのでございますので、よろしくお願いします。

では、最後の質問に入らせていただきます。安平町生涯学習計画について伺います。令和6年度末で第3期計画が終了します。次期4期生涯学習計画は令和7年度から11年度の5年間になると思いますが、先ほど申しましたように周囲の状況や時代の流れは目まぐるしく変わっています。この4期生涯学習計画をどのように定めていくのか伺います。ただし、こちら細部内容については当然この流れについては我々に説明する前に教育委員の方々に諮ってからとしか多分申し上げられないと思いますので、今の段階で答えられる内容、概要であったり思いであったりを答えていただければなと思います。まずは今現在の進捗状況について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 箱崎議員がおっしゃるとおり、現在そういう内容を含めて遅延なく策定作業を進めています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 遅延なく策定、そこまでしか言えないということで理解します。では2番目に取り組むべき重点課題と施策の展開について第3期との違いについて伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 更に具体的な対象説明までにはいきませんが、計画の性格上、前期と今期と作りに大きな変更はなく作っています。一方今回、昨年施行されたこども基本法のこども計画の策定が努力義務であります、そちらも加味しまして次期の計画には従来の私たちの町のCFCIの考えを加え、子どもの福祉や健康についての考えを青少年成人から高齢者対策へと関連付けることができるような形で健康福祉課の各担当も含めたプロジェクトチームを編成しています。具体的な策定にあたっては8月に開催されましたあびら教育フォーラムにおいて教育100人会議を開催し、広く住民か

ら計画作成に関わる意見を貰うなど、これまでの手法を変えて内容の検証方法にも工夫を凝らしながら作業を進めており、単に継続して見えるものについても課題の分析幅を拡大し、対応することや新たな施策についても反映させていきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 次の3番目について伺います。どのような計画となるのですか。特に移住政策や追分地区の幼小中高の在り方など、特に幼小中の連携などが課題になってくると思いますが、いかがでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 内容については具体的なものではありませんが、早来学園の施設整備が終わったことや追分高等学校の存続支援の成果も出たことを受け、特に教育面の魅力化に重点を置くことへの対策が中心になるかと思えます。早来学園開校による移住者の増加は町全体としての良い面とはなりますが、増加により教育現場では新たな影響もあります。早期の移動ははじめにこども園の定員超過の恐れや学校では幼少連携で対応できない児童の受け入れなど、町全体とすれば早来校区に集中していることは課題となってきましたので、同じ教育を行っている追分小中学校の魅力や学校の再編計画を現時点で表明しても早来学園のように実際の移住者の動きが出たのは建設が始まったころでしたので、早来地区の課題観は予想されますが、追分地区にいかにも子どもを増やすかを取り組むことが重要と思われれます。
移住施策としては計画に反映させるというより早来学園の施設の魅力ではなく、同じ教育が展開できる安平の魅力、更には追分地区だからできる教育の魅力を表現することで児童生徒数の維持を行っていけるかがポイントとなります。これまでの課題に新たに見えている幼児教育から学校教育への接続課題を含め直接的な接続の連携ではありませんが、高等教育との教育魅力化の共有を行い新しい時代への教育の充実を掲げる内容となると思えます。ただし、このような表現で計画には記載することではないことはご理解いただきたいと思えます。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 今次長が言われたように課題とか問題点とかというのは

わかりました。ただ、こちら課題というのはいろいろあると思います。それと今、追分教育の魅力化、これって実際どうやるんだっていうのは、これから絶対課題になってくると思うのですよね。これを引用させていただきたいのは、私半年前ぐらいになりますかね。子育て世代で地域活動に非常に熱心な方の意見だったのですが、箱崎さんね、僕は追分に移住してきて良かったと思っているし、知り合いや他の人にも来てほしいと思っています。ただ、他の人たちから言われるのは追分の何が良いんだと。わかりやすく教えてほしいよって。早来地区には早来学園という物はあるけど、追分には我々がわかるような物や事があるのかと言われて僕は心臓がグサッと刺されて今まだ刺さったままです。そういうことがわかればどのような形でやっていくのか、当然具体的な計画ですから細部にわたって言ってくれとは思っていません。どのような想いかお聞かせください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今箱崎さんがおっしゃったとおりに、追分の教育も早来と変わらずの部分は安平町の教育ということなのですが、確かに可視化がされていないというか、はっきりとした目玉的なものが見えてないところがあります。それで実際には今学園が出来てから追分の教育現場の方にも例えばICT化の部分だとか備品の部分だとかで早来学園、建物そのものと同じものは整備はできないまでも、まずその子どもたちが直接触れる部分の教育現場を同じような形にできないかと1つ考えています。これは先ほどの社会教育施設の貸し借りの部分でのICTの活用という部分のところも、これは物理的な整備を行ってそれを魅力にするものなのか、例えばICTを活用できる空間に教育がどのように接して活用できるのかというような形でなかなか難しい面はあるのですが、例えばあびら教育プランで行っているようなガンケ山の取り組みだったりとか、普段行っているあびらぼ等でも例えばAIに触れる機会があったりとか社会教育側との接点を持ちながらその教育を同じものだということを見せていくのか、例えば先ほど総務課の方からお話のあったような事業も、実はそういった展開は町ぐるみで行っているということでやはりどうしても早来学園の施設の目玉と比べると弱い面はあるのですが、子育てに熱心の方々、移住者の方々もむしろ最近その中身を見て動き出している方が昨年度から比べると今年にも見えてきていますので、そういった点を、あと本物に出会うとか早来で言っているようなところというのは追分ではまた違う本物がありますから、そういったところを何か工夫しながら進めていけるような形に取ればいいのかなど。生涯学習計画ですから今私がお話したところは具体的には项目的には例えばハード的なものなのかソフト的なものなのかというような大括りでしか表現できないと思

うのですが、そういった形で進めていかない限りなかなか進んでいかないのかなと。大きく言ってしまえば移住政策等の部分になると教育委員会では少し巻き取れない部分も出てきますので、その辺含めて協力して追分地区に人口を増やし、子どもの数を増やして学校教育の充実を図っていきたいというのが私たちの統一した考えかなと思っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。課題はいろいろとあると思いますが、その中で今次長が言われた以外のところになると思うのですが、お願いしたいのは2つありまして、まず、あびら教育フォーラムで去年は学校は小さな町、町は大きな学校と町長も発言していたと思います。今年のキャッチフレーズは町が学校、学校が町というもと開催されました。これ何を言いたいか、コミュニティ。コミュニティというのは町内会・自治会とかですね。任意団体とかNPO団体とかと町民の個々の方々そして学校。これらのつながりをどうやっていくのか。追分地区の強みだと思うのですよね。情報の在り方と交流の在り方。例えば今現在の学校だよりの公共施設の配置やあびらチャンネルの活用により終了した行事への発信はできていると思います。ただ、運動会や発表会などが事前にお知らせしてもらえるのか、というか知らないですよ。そういう状況の中で果たして住民の方々が学校に愛着が湧くのか。私は行っていないものに愛着を湧かせろ湧かせろって、どういう子が行っているのか何人行っているのかもわからない状況の中で愛着を持って、興味持てと言われても無理な話だと思うのですよね。そういう情報の在り方であれば事前に配布をして町民の方であればどんな方でも小学校の運動会とか発表会とか来ていただけないかと。そこが最初の入口だと思うのですよね。そういうところをやっていただきたいということ。

もう1つは今、この前に座っていらっしゃる方も半分以上は安平町で生まれた方々でしょうけれど、これ20年後はほぼほぼいないですよ。移住政策によってほぼほぼ今の若手職員30代から以下の人たちって安平町民出身の人っていないですよ、数えるほどしか。ということは我々の世代は安平町に旧追分小だったのですが、珍しいなお前とよく言われていたのですが、これからこれだけ移住で来るとこれから30年後、40年後、20年後でも変わっていくということがあります。これどういうことかという兄弟や親戚、親もいないとなると子育て時代が終わると、このまま安平町に残るのは我々にとって、私にとって僕にとって幸せなのかって疑問にもなると思うのですよ。先ほど移住政策は分野が違うと言ったのですが、先ほど町民の全体的な数が出たと思いますが、移住者がどれだけの数を占めるんだということになるいろいろな政策も変わってくると思うのですよね。そういう意味でこれか

らも生涯学習計画は必要だと思います。そういう考えでいかがでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 先ほどの総務課とのお話の中で、この情報の発信のやり取りの中がすごくコミュニティの部分の接点に大きな役割を果たすということが自分も感じているところがあって、今現在そのペーパーレスとかで今まで昔行っていたようなチラシを含めて案内をかけるといったところを例えば電子化によって減らしていこうということを今過渡期的にやっているのですが、それはそれでまた問題も出てきています。ですからそういったところをいかに移住者だったり、もともといる地域の方々の情報のやり取りをしながら、例えば全体で教育委員会が行っているような社会教育の事業だったり学校教育の事業だったり、地域が行っている事業だったりというような重複するようなところも含めて、その重複は良い面と悪い面どちらもまたあると思うのですが、そういったところをうまくきちんともう少し交通整理をする中で箱崎さんがおっしゃられたとおりの流れをもちながら今後移住政策も含めて発展させていかなければ、今学校分野だけでやっている例えば学校協働本部の考え方とかコミスクの考え方とか、もともと追分が一番これは力があつた地域だったので。ですがそこら辺の問題点も今改めてやり直してやっているところは原点も含めて新しい部分とその原点含めて一緒にやっていく形の中で今日ご提案いただいた中身を発展させていく、そしてそれが生涯学習計画の中でそれぞれの分野でやることをうまくつなげていければなというところが課題点を含めての解決策なのかなというところで考えています。説明があれだったのでありますがそんな感じです。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） まずは教育行政の立場から、これは外したくないなというものがあって。誰のための教育かということなのです。もちろん今安平町の課題として人口減少があると思います。ただ、移住定住のために教育があるわけではなくて、あくまでも教育は目の前の子どもたちのためにある。なので移住者だからだとか関係なく今この町に住んでいる子どもたちのために教育を行っていく。そしてその教育の在り方については、地域の特色を活かして住民と一緒に、地域と一緒に作っていくというのがベースだろうと思っています。となると早来地区には早来地区の特色、魅力があって、追分地区には追分地区の魅力、特色があって。先ほど他の議員の質問のところでも安平川がありましたが安平川学習というものは一つの追分地区の教育の特

色であり魅力だろうとも考えています。ただ、その一方で箱崎議員がおっしゃっていた、それら学校で取り組んでいる教育活動や教育情報の発信、これについて今のままでいいのかということも課題観については委員会としても認識しています。より教育の魅力や教育の情報を、外にもそうなのですがまずは住んでいる町民の方、それと保護者の方にしっかりと伝えて、そしてこの町でこの地域でわが子が地域の子どもたちが教育を受けて良かったなど、そう思えるような教育行政を進めていく、これらのことが次の生涯学習計画の中にしっかりと盛り込まれてその計画のもと進めていくということが今現在、安平町の教育委員会として取り組んでいるところです。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） ありがとうございます。箱崎英輔の一般質問を終了します。

- 議長（多田政拓君） 以上で8番箱崎英輔議員の一般質問を終わります。次に10番高山正人議員の一般質問を許します。

【通告No.4 10番 高山 正人】

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 10番高山です。私は安平町のゼロカーボンシティ事業について質問をさせていただきます。これはゼロカーボンシティ事業について、町民の方から町長の宣言をされた後から何をするのやというところを単純に聞かれ、まだ検討段階いろんなことをやっている最中だということだけは伝えてある。ところが、この具体的な例っていうのはいつどうやって出てくるのかわからないよということを、どんなことをするのかな、どんな目的のかなということ聞いてほしい、中身がもう少しわかるようにしてほしいということでしたので今、町が最終的に何を、ゼロカーボンでどこまで行くのかということちょっと聞いていただきたいということです。まず（1）の安平町ゼロカーボンシティ推進協議会の目的について、まずは伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） まず安平町ゼロカーボンシティ推進協議会設立の経緯ですが、令和5年3月27日に安平町ゼロカーボンシティ推進協議会を設立するための準備組織として安平町ゼロカーボンシティ推進協議会設立準備会を設置しまして5回にわたり協議を重ね、令和6年1月23日に安平町ゼロカーボンシティ推進協議会を設立したところです。

協議会の目的については、2050年までのゼロカーボンシティの実現に向けて行政、町民、事業者が連携協働し安平町が目指す姿の共有と効果的な推進を図るため、ゼロカーボンに関する具体的な取り組みについて協議していくこと。また、ゼロカーボンに関する調査研究や情報交換、広報活動及び要望活動に関することなどについても協議するものとなっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 目的について、その2050年までに、うちの町の全国、世界的にこれはやらなくてはいけないという命題がありますので、それに向けて全国どこでも全世界どこでもできるだけ二酸化炭素の排出量を減らしましょうというだけでのことを皆で謳って、それに向かって頑張らしましょうという趣旨はずっとどの地域でも同じだと考えます。ただ、ゼロカーボンということを実現するためにどうやったらいいのかというための協議会ですから、ここから先のセクションについてはまだまだ協議していつから実施になって、いつからそれが現実的に動き出すのかというところはまだ出てきていないのかなと思うのですが、その辺についてはまたこの後の質問の中で聞いていければと思うのですが、作り方として非常に今説明があったとおり準備会を作って協議会を立ち上げるという二重の作戦というか、非常に細やかに動き出しているのは非常に良く見えるのです。この準備会がなんで必要だったか、協議会に立ち上げていく前にどうしても必要だったという事項というのは一体何かということだけ教えていただきたい。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） まず協議会の目的に絡むかもしれませんが、我々の町は全道、全国、世界の目標なのですが、北海道胆振東部地震でブラックアウトは北海道全域で経験したのですが、まさしく震源地の被災3町ということで大変な思いをしたということがあります。ですから今後その地震だけでなく先般は洪水警報も発令されました。そういった災害に強いまちづくりをしていくためにも、若干脱線しますが例えば避難所になった公民館。公民館は

適切に開設できるようにするためにはやっぱり水だったり電気ですね、そこは重要だろうと。電力が喪失しないまちづくりをしていかなければならないのではないかとというのは震災直後からありました。そこで去年の猛暑を受けてその前から安平町は取り組んでいますけれども、避難所になるような大きなスペースについてはエアコンも付けていこうと。冷暖房にすれば化石燃料を使う量も当然減っていきますから。そういったことで今追分公民館も9月で使えるようになるようですが、また今町民センターの大規模改修、そこでもエアコンをやる、そこが最終的には災害に強い町だったり、真夏に胆振東部地震があったら本当に大変なことだったと思います、真冬でも大変だったと思います。そういったところが背景にあってやっていく。ただし、先行自治体があの時結構あって、いろんな町がゼロカーボンの宣言をしたのです。あれは施策も計画もなくとも宣言できたのです。我々は宣言だけするのではなくきちんと計画を作っていくながら事業実施も視野に入れて、そのためには補助金、交付金といったものを採択できるような動きをしていかなければならないだろうということで、それでいろんな、ごめんなさい2番目、3番目、4番目の答弁に一部かかるかもしれませんが、そういったことをやっていかなければならない。地域の方たちの声をきちんと吸い上げるために自治会・町内会の代表の方に入ってもらうのは当然、更には専門家、更には北電さんだったりネットワークさん、送電網ですね。更にはエネルギー関係でやって後に入っていただきました北ガスさん。そういったエネルギー関係の方だったり、また本当の知見を持っている山中先生は北海道大学のまさしくゼロカーボンの推進の協議会の行動部会長も安平町の準備会の議事録だったり内容だったり、それを我々も一緒にメンバーと事務局と北大に行きました、学長にも会って来て熱心に訴えかけてアドバイザーに入っていただくというのが準備会の中できちんとしていかなければ、要綱を作って協議会立ち上げますよというのはやろうと思えば1週間もかからないでできちゃうのですが、そこはやはり目標ではなくきちんと手順を積みながら、そして1月23日に宣言をすると同時に協議会を立ち上げさせていただいたということです。そのうちいろいろとまたご質問あるのかなと思いますが、この辺で留めておきます。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ちょっと先に行かれちゃったなと思って。こっちも質問しにくいところがある。全体的なところですから、この辺はどうせ聞くことで答えていただける部分だと思いますので、改めて僕も普通に進んで後での議論に進めた方がいいのかなと思いますので。

じゃあ（2）に行きます。安平町ゼロカーボンシティ推進協議会の組織内

容について伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 当該協議会の委員構成については、会長に町長、副会長に副町長、商工会会長、誘致企業会会長、安平地区連合自治会会長、早来地区自治会連合会会長、遠浅地区自治会連絡協議会会長、追分地区町内会連合会会長と一般町民代表として3名の合わせて11名。その他アドバイザーとして北海道大学山中教授をはじめ北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室長、北海道銀行安平エリア統括早来支店長、北海道ガス株式会社経営企画部経営企画グループ課長、北海道電力道央南統括支社長、北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店長の6名の方にご参画いただいているところです。また、事務局として税務住民課、政策推進課のほか、専門的な知識を有する企業であるエイコーエナジオ株式会社と株式会社DGネットワークにご協力いただいているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 組織体としては非常に強力な体制で臨んでいらっしゃるのだらうなと思います。現実的にはうちの町内全般をこのゼロカーボンシティというか排出量削減しようという認識でいうと、いろんな先生を招いたり事業者を招いたりという形で今進めている、協議をしている最中であるということとは重々いろんな資料をいただいてわかるのですが、現実的にこの進め方、会議の回数といったものも頻繁に行われているというのは見受けられるところなのですが。これうちの町は所詮財政上、国からの補助金がなければ何をやろうとかにをやろうとお金がないとできないのは現実的なものでして、これに向かっていろんなカテゴリーをしっかりと網羅していかないと補助金が付かないのか、この辺についてもう少しどうやっていけばうちにこの補助金またいろんな協力が得られることができるのかという作戦的なものその辺について伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほども若干触れたかもしれませんが、国の例えば当初先行自治体100自治体を国の方で公募して、隣接の苫小牧市も3回目のチャレンジで採択になったということです。あれだけの苫東だったり二酸化炭

素の地中埋設だったりいろんなことを先行的にやっている自治体でさえハードルが高い。更にはあの規模は50億でしたね、事業規模が。我々その4分の3の補助率も結構高いので、これは全国的な競争だったと思いますが、我々はそういったところを見ながらその先行自治体ということよりも重点過疎化対策の事業の補助メニューもあると、そこは補助率4分の3ではなくて3分の2なのですが、それでも2分の1ではなく高額な割合の補助金があると。そういったところを目指していこうということで、当然何もなく申請して通るものではなく、様々な要件あと計画といったものも必要なものですから、事前に議会にご承認いただきながら様々な計画も作り上げて、そして今年6月に1回目の申請はしたのですが結果的には不採択でした。ただ、先ほど申し上げたように何回もチャレンジしていくものです。今回は環境事務所さんの方にも行ってきていますし、向こうからも来ていただいたり環境省とのヒアリングこれは担当者がオンラインでやるということだったのですが、首長が出ても駄目ということになっていないと聞いて僕も参加をして、そしてオンラインでいろんなやりとりをPR含めてさせていただきました。そこでわからないですが何か所に絞られたのか50か所なのか、予算が思ったほか付いていなかったり、それだけ結構競争が激しいのですね、だんだん今の方が。ですから、もう1回更にヒアリングがあったので感触は良かったのですが、ただその計画の中で例えば農地、安平町全域の中の占めている割合は農地が広いのですね、そこをどうやってゼロカーボンに資するような取り組みをやっていくかというところの考え方は当然計画には入っていますが、具体的な協議にはまだ入っていないわけですね。ですからそういったいくつかの指摘もあったり、答えていったのですが、そういったところがなかなかまだ計画上は弱いというところで今回採択にはなりませんでしたが、そこも再チャレンジしていこうと思っていますし、それ以外の経産省の方の補助メニューもあるわけですから様々なところをチャレンジしながら、そこで採択になった事業予算規模に応じて計画を実行していきたいと思っていますし、町がお金を出さないでできる事業もあるわけですね。これは今EVステーションだったり電気エネルギーで走る車が普及促進を図ってきています。安平町の公共施設においてもEVステーションが必要ではないかということでそこはあるのですが、これも幾度かチャレンジをして安平町と今連携しているところがちょうど先週と今週で採択になって公共施設の主要箇所に充電できる設備を町のお金の負担なしで、民間主導でやっていただけるところは今の動きとして出てきています。

質問にはありませんでしたが、予算が採択にならなくても何もしないのかということではなく、できるところはまずやっていく。先ほど申し上げた地域マイクログリッドということでこの庁舎がある早来、追分公民館中心だったりそういったところ、更に安平、遠浅の4地区を地域マイクログリッドといったブラックアウトみたいなことがあった時にそのエリアを遮断し

て太陽光と蓄電池を組み合わせて1日だったり電力が活用できるようなエリアを設定しながら、避難所ですよね主に。そういったところを目指していくというところが3番目の質問にかかるかもしれませんが事務局に入っているエイコーエナジオさんは実践の実例がある企業であって、知見も活用させていただきながら今実施している自治体がすでに成功事例としてお持ちですので、補助金の採択の実績もあるということで安平町にとっては非常にプラスではないかなと思っているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） では（3）ゼロカーボンシティ実現に向けて、連携協定のエイコーエナジオ株式会社をどのような形で選んだのか伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） エイコーエナジオ株式会社との連携協定の経緯については令和3年に他の企業からゼロカーボンに関する補助事業の提案がありましたが、不採択が続きましたので断念せざるを得ない状況となりました。その後、再生可能エネルギーに関する事業開発や太陽光発電所の運営保守業務を行っており、自社でも太陽光発電所の保有実績もあるエイコーエナジオ株式会社から安平町に対してゼロカーボンに関する事業提案がありまして、庁内で協議を重ね連携協定に至ったところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 要はこの選ぶ、全国いっぱい同じことをやろうとしているんな会社があるのだけど、選ぶどころではなくて相手が来ない限りうちも選べなかったという。逆に言うとそれに関しては全く素人ですから、どう考えたってこのノウハウを持っているわけではないので、どこかからノウハウを貰わなければいけないと。じゃあどこの会社がいいだろうかといって、選択肢があればいいのだけでも最初に来た人は断念したと。いろいろ年数がかかって無理だったという形で、次来た人はそれに向かってもう一度提案してじゃあこれで行こうかという、うちとの提携を結んだという経緯なんだなどはわかるのですが、なんか僕らも全くそういった情報があるわけではないですからこの会社がどんな実績で、どれぐらいの経過が経ってこのようになっているのか。また、うちの町との規模、それがどういう計画なのかも全くこ

これから先はまだまだ皆さん話の途中であろうかと思うので、現実的には選び方。選び方の工夫がもっとできなかったのか、いやこういう言い方して会社には非常に失礼だとは重々わかっているのですが、早い時期に出てきたからこの説明を受けてうちもできるかなって、町はそっちで動いたのかなって逆に想像ができるものですから。町が選ぶのではなくて向こうが提案されたことをうちは実行していこうという形になっているのかどうか。言い方は悪いですが、こういうやり方なのかどうかもちょっと聞きたいと思います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 確かに企業の方からいくつか事業の提案はありました。ですが町の方としても町の考えについてはエイコーエナジオの方にも伝えていきます。密に協議を重ねていきまして町の理想とする事業展開できるような形で今現在も協議の方は進めさせていただいていますし、補助事業の獲得に向けても社内で専門的な方もいらっしゃいますので、決して太陽光発電事業者ではありますが、むやみに太陽光パネルを設置するのではなく必要な場所に最適に必要な分だけ設置する、その考えについては町の方と変わりありませんし町の意向についても第一に考えてくれている企業です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） これって非常に微妙なお話ですから、決定に至るまではいろんなプロセスがあって最終的にこの会社に決めましょうということになって決断するのは町長の決断です。また、もう1つの会社がありまして、こちらの方も協定を結ばれたということで。今年ですか、協定4月30日の行政報告の中でも株式会社DGネットワークさんというところと協定を結んだとなっているのですね。この会社はどのようにして選ばれたのかをもう一度お聞きします。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 株式会社DGネットワークについては先ほど答弁させていただきましたが、協議会の設立準備会の中から事務局の方に入ってくださいまして協議会の方も引き続き事務局に入ってくださいる企業です。エイコーエナジオの方から事業提案があった時に、先ほど町長

が答弁しました地域マイクログリッドというお話が出ていましたが、その地域マイクログリッドの手法の1つとして装置の方の特許を取得している企業です。私たちもお話を聞きましてその手法が素晴らしいということでしたので、そのDGネットワークの方と連携協定を締結させていただいたところ
です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ということは、この特許を持っている機械を据え付け
ないといけないよという形だからこそ協議会に最初から入っていただい
てるのだなと。ただ、何だかわからないけど提携したのは時間的にタイムラ
グがあって、この流れはどうしてかなと素朴な意見で、同じ協議会に入っ
て、エイコーエナジオさんとDGネットワークさん一緒に入っているのだけ
締結している時間帯のこのズレは一体何なのか、これについて伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 連携協定の時期については、企業からの連
携協定のお話の時期が違ったこともあります。もう1つはDGネットワーク
さんの方から、当然役場職員で知識を有する職員がいないものですからそ
ら辺のお話はさせていただいてまして、連携協定の中にもあるのですが、
派遣についてということで連携協定を結ばせていただきまして今現在、7月
1日なのですが地域おこし協力隊として町の方に派遣していただいている
こととなっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） そうしなければこの事業は動かないぞというところなの
だろうと思うのですが、行政側で持っているノウハウでは当然ないので
ね。これはあくまでも企業さんが持っているノウハウを使わないといけな
いだろうとは私もいろいろ見させてもらって、そういうことにしかなりよう
がないよねっていう、簡単に言えばね。ただ、マイクログリッドってずっと
出てきて町長お話されて、マイクログリッドっていうのがエリアを決めてど
うのこうのっておっしゃっていた。でも、この調査っていうのはもっと前に、
この資料いろいろいただいて庁舎周辺のマイクログリッドの基礎調査って
いうのももっと前にやっている。だから、この時点で誰か教えてくれないと

このマイクログリッドって出てきやしないのだろうなという感覚があるのですよ私にとっては。設立する準備会の前に調査は行っているわけだから、これは一体どうやって調査したのかなって。逆に最初の基盤になるところをどう調査したのかなっていうのを聞きたいのですが、いかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 時系列が自分もあれですが、まずは基礎調査みたいなことをやりながら基本計画を作って補助金採択に向けた様々な必要な計画を作っていたという流れ、その中では予算措置が必要なものも出てきますからその予算獲得採択をいただきながら計画を作って補助金の採択に向けていくというのが通常の流れですね。安平町のゼロカーボンをまず考えた時に本来、太陽光発電所のメガソーラーが既に安平ソーラーパークⅠ・Ⅱがあって、それだけでも安平町の人口規模と面積でいけば基準は大きくクリアしているのです。でもやると。それは先ほど前段申し上げたブラックアウトを経験した地域であり、そういったことを理由にしていきながら、また、市街地を見ていったり農地を見ていった場合についてはメガソーラー発電所があったとしてもブラックアウトの時にあれは使えなかったわけですね、実際の時。ですからやはりそこは各エリアにきちんと例えば公民館だけの自家発電をつければいいという問題ではなく、ある程度のエリアをやりながら例えば早来地区でいけば早来公民館、せいこドーム、早来学園、この総合庁舎、最低限こういったライン。渡邊医院も含めてという話も今していますが、そういったエリアで、でも今度は事業費を出していった場合自営線を付けなければならない。その事業費が高額である。踏み込んでいけばそういった検討も当然しているわけです。

一方で今のこの電力が高い、公共施設も電気代を安くしていく。こういったところも合わせてやっていかなければならないということで、これはこの協定を結ぶ前ですがLED化は大規模に安平町進めてきましたね。これも地震の関係でご提言いただいたことで前に進んでいったと思っておりますが、そういったことで公共施設の屋根、例えば公共用地といったところでどれだけ太陽光パネルをやってエネルギーを発電できるのか。また、電力の消費がどういった波形でいつピークなのかといった基礎調査を積み上げていきながら実際現在までいっていると。ですから、きちんと調査がなければ環境省であれ他の省庁であれ補助金の採択はなかなかできないということ。これは当然相手方との、環境事務所だったり担当者ともいろいろと情報交換だったり我々は何回も行っていますので、そういったところが重要なところもレクチャーを受けながら企業エイコーエナジオさん、更にはこのマイクログリッドというところを熟知しているDGネットワークさんにも協力してい

ただかなければこの事業は前に進まないだろうということです。一般的な王手メーカーで例えば太陽光パネルだけをやっていく、それでもできないことはないと思います、太陽光パネルを設置補給していくというのは。これは町でやらなくても民間でもいろんな場所で空き地があったり、逆に規制しなければならぬぐらい問題になったわけですから。それはそれとして公共としてきちんと何かあった時に発電をできる、通常期においては電力の消費を下げて歳出削減にもつなげていく。安平町で考えている様々なことをご質問いただいたエイコーエナジオさんとDGネットワークさんがクリアできる一緒にやっていくことで、クリアできるということで信頼関係の下で協定を結ばせていただいたということです。具体的な協定の項目の内容をここで言ってももう資料はお持ちだと思いますので省略しますが、基本的な考え方はそういった流れできたということです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） やる以上はとことん調べて、できるだけ事業費がかからない成果を上げるという最終的にはお金の話にどっちみちなるのだろうと。現在計画してやろうとしている公共施設にどれぐらいパネルと蓄電システムを置き、各箇所にそれを用意してどれぐらい溜められるのかどれぐらい使えるのかっていうことをいろいろ計算しながらやられていくのだろうと思うのです。でもマイクログリッドっていうのは、結果的にはその中にいる人を何とかしようという発電もしようという構想でなかったのかなって、ずっといろんな資料を見ていると、ただただ公共施設だけにこの持つていくものではなくて自分の理解が悪かったらあれかもしれませんが、自分が想像しているのはエリアがあるからこのエリア内は大丈夫だよという設定をするのか。そしたらその施設だけに供給するのではなくて、じゃあ普通の一般の町民のお宅に何かをするのかと言ったところの大きなもの、要は行政は国からの補助金を得てくれれば施設等にパネルを設置することができたりするけれども、民間だったらどうなのかなと。個人的な会社だったらどうしようかと考えたら皆でやりましょうよと言っているのだけど、行政はいいけど民間はどうなのって手を取り合ってやりましょうという事業なんだけど、なかなかそのところって手を結ばれるのかどうかは非常にここから先協議をしていく中で問題視されるのではないかなと私は思うのです。いかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど早来エリアの事例、これは補助金申請で考え方

を図面でも示しています。それぞれのエリアの中で、本当は町全体を救えればいいのですが、すごい事業費になってしまいますから、まずは一番必要なところを、避難所だったり防災の拠点機能であるところを電力喪失しないようにしていくというのが第一段階。これだけの事業だけではないですね。ですから今、自宅で太陽光と例えば蓄電池、その電気自動車を蓄電代わりにするようなことも含めてZEB（ゼブ）だとかZEH（ゼッチ）だとかっていうことで様々な取り組みがエリア的にやっているところがありますが、安平町もこれは補助金採択されなければできないことですが、民間住宅を高額になるかもしれませんが電力がほぼ自然再生エネルギーで賄えるような住宅といったところがやはり町としても支援策を用意する。単費では難しいですが。そういった住宅街が例えばゼロカーボンの住宅というものを40区画、45区画といったエリアに整備できて、それをある程度収入がかかかりますが、ラピダスを想定した方たちが自宅として選んでいただけるような、そんなことが将来あればいいなと思いつつ、ただ短期的にやっていかなければならないこともたくさんありますから、それは前段申し上げた移住定住の中で住宅だったりアパート建設助成だったり、この間はやっていかなければなりません。2030年の目標でやるべきこと、2050年までにやっていく目標といったものも当然描きながら前に進めていかなければならないことだと思っています。目指すところは各ご家庭にもゼロカーボンに資するような取り組み。フルセットではなくても一部できるとか、今リフォーム助成だったりバリアフリー化だったり、これまで過去も安平町も支援をしてきましたけれども、これからはエネルギー関係でエネルギーが高騰しても生活が困らないような、でも投資にはすごくかかります、建物にも。そこを何とか支援できるようなことができればいい。苫小牧市もその一部のエリアで先行的にモデル的にやっていかれると報道されていましたが、先進エリアがありますから安平町も方向性としては目指していきながら、でも地域マイクログリッドということで電力が喪失しないといった地域づくりがやはり重要になってくるのではないかと。能登半島でも電力のところは最大限、灯油ストーブだったとしても電気が要りますよね。ですからそういったところでいけば水と電気がポイントだと我々は胆振東部地震の被災地としては思っている。そこは国に訴えていくにしても、そこが安平町としては説得力もあるのではないかなと当初から思っていたので、北海道の知事も被災3町を後押ししていくのは当初から言っていたから。そういったところも視野に入れながら今この取り組みを進めているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 大変な事業ですから町長も一生懸命常に努力してこの獲

得を目指して日々奮闘しているのだらうなどは思います。当然1回目ではない、2回目ではないので、いよいよ全国ますます増えていく中での競争になってしまうのだらうと。でも本来は国が全部やると言ったのだから国が平行線、一括で払ってくれれば別にこんなに悩んだり遅れたりはない。国の政策上やってくれるものだと思っているのに、こっちが一生懸命やらないとお金くれなんてのは本来違うのではないかなって。向こうが言っているのだから言ったとおりやるから補助金くださいというのが普通の話ではないかなと。審査をしないとならないってこの条件の差で決められるというのも非常に悔しいところかなと思います。そういうことを言っても最終的に私の質問次に行かなければいけないので、最終的には(4)の安平町のゼロカーボンシティ事業全体の予算規模をお願いします。今、当初予算になるのだと思うのですが、全体的にはまだまだ膨らんだり縮小したりする部分があるかと思うのですが、今考えている状態での規模的なものについて伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 事業内容については、現在推進協議会で議論を重ねている状況ですので具体的な事業に対する規模はまだ確定していませんが、国の重点対策加速化事業の獲得を目指しており交付上限額が10億円です。また、この重点対策加速化事業のメニューの中には様々な事業がありまして、交付率がそれぞれです。総体する予算規模としては10億円を超える予算規模となることが予想されています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 総事業費、重点加速でやっていた時に10億規模の総事業費を見ながら令和6年度から実際6、7、8、9、10と5か年。令和11も部分的には入っていますが、単年度ではなく5年ないしは6年といった事業期間の中で10億という考え方を持って申請をさせていただいたということで、今回不採択ではありましたが規模観、事業量として想定しています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 確かにどう考えても10億円で足りるわけがないというのは現実かなと思っています。これやる以上は足並み揃えてよーいドンででき

るわけではなくて、地道にやっていかないとお金の都合と事業の成功までどこまでと言われると2030年って町長がおっしゃってその事業でこの大体のところにいきたいと。基準は2013年を基準にしてそこから50%近くのCO2削減をしないといけないというこの目標値があるので非常に厳しいというのも現実であると思います。当然いろんな機械とかいろんなものを更新していったエネルギーの消費を減らす、若しくは大体のものを電気の力を借りた機能に変えていろんな設備に変えていかなければいけない事業はたくさんあると思うのでね。これ一つ一つがこの1回でドンとパネルつけて蓄電池つけて流せばOKだよってという話では当然ないのでね。非常に奥深いのだと思います。ただ、私たちもこの町に暮らして、ここでゼロカーボンというものを自分の生きている間に現実的にできるのかなって。多分そこには自分が見られることはできないとは思いますが。ただ、今やれるところの一番最先端をとにかくいきたいという気持ちと、もっとじっくり考えて作るものの量や形を変えていったりいいというのはいつでも協議をしなければならないものだから終わりはないかと思うのです。ただ町民にとって何をしてくれるのか、町民は何をしなければいけないのかを最終的には聞いておかないと町民の構えが必要であり、町民の考え方が必要であることになるので、町民はここから先ゼロカーボンシティに向けて何をしなければいけないのか、どう協力していけばいいのかについてお聞きしたいと思います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） ゼロカーボンの取り組みについては只今協議会の方で議論をしているところでして、事業内容もまだ決定しているところではありませんので。いずれにしても重点対策加速化事業の方を申請する関係もありますので、ある程度事業が固まった段階で議員の皆様とか町民の皆様にはお知らせ、議員の皆様に対しては全員協議会になろうと思いますが、そちらの方でご説明したいと考えていますし、もし個別にお話を聞きたいということでしたら、日程調整の方はさせていただきたいと思うのですが、ご連絡いただければと思いますのでよろしくお願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今、環境フォーラムっていうものを過去2回ぐらいいろんなテーマをもってやってきて、今回南極の氷も解け始めているみたいなそういった知見を持っている方に来ていただいたり、上智大学の織先生も来ていただいて環境フォーラムを当初エイコーエナジオさんの高島さんが事

務局なので、ちょっと日程の中で難しいという話もあるので、いずれにしてもそういった方にも登壇してもらって環境問題を、町民の方が今後何をしていくべきなのか。今2町組合の方でごみの関係で減量化とかも取り組んでいますが、例えばそのごみの分別アプリ、それを多言語化、外国の方でもわかるようなものも導入していこうということで厚真と連携しながら進めていくのですが、それも環境教育になっていくのですね。ですから殊更太陽光だけで云々だけでなく、環境というものをきちんと様々なことに企業だったり町民の方にもご理解と協力していただければ達成しえないものだと思いますので、そういった基本的な考えを持ちながら定期的に環境フォーラムを開催していく。安平町が私もずっと協議会準備会からやってきて北海道大学の山中先生、あびらチャンネルのコマーシャルでもエネルギーの関係で出演していただいています、非常に安平町の取り組みについても評価が厳しい先生だと僕聞いていましたし、そう思っているのですが、非常にご助言、更には取り組みの方向性、やり方、考え方含めてご助言いただいでやらせていただいているので、そういったきちんと専門的な知識を持っている企業だけでなく、大学の先生もアドバイザーとして協力していただいているのも非常に大きいのかなと思っています。これからふた月にいっぺんペースで協議会を立ち上げていきながら、たまたま自治会長の改選もあったり入れ替えもあって、また、そういったところはきちんと情報共有していきながら前に進めてまいりたいと考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 確かにパネルだけ付けばいいのではなくて全体的に、地球上に暮らしている人間の皆さんが少しずつこのCO₂を出さない方向でのビジョン、しっかり少しずつ植え付けるという言い方はおかしいけれど教育していったら、少しでも一人一人が削っていけば排出量が減っていくだろうなという感覚は私も持っています。やっていかないと地球が温暖化して最終的にどうなるのかわからないという、先が恐ろしい状態になってはいけないというのは間違いないものだと思います。ただ、うちの町はまだまだ担当課の方も決まっていないので報告できませんというのは今の状態で結論出ているわけではなく、要は国からの補助金を得なければこの事業の大体の部分が動き始めないというところには来ているのだろうと。あとは何とか選ばれて事業を進めていただければ町民としてこの次に向かって協力若しくはいろんな、まだ先は長いでしょうけどいろんなところの説明を聞いて環境的にもこの町が住みよい形で進んでいければと考えています。

また、私がこの質問をしていただけないかということで言われた町民の方にも少しずつこの理解を得られるように私の方も努力させていただきます

ので、ぜひともこの事業が1つでも進んで動き出せればと思っていますので私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（多田政拓君） 以上で10番高山正人議員の一般質問を終わります。

◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会とします。なお、明日は午前10時に再開しますのでご参集お願いします。本日はご苦労様でした。

延会 午後4時33分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
